

予算特別委員会記録

1 日 時 平成29年3月8日（水）
 午前 9時58分 開会
 午後 4時53分 散会

2 場 所 議員全員協議会室

3 出席委員（24名）

委員長	山本 健十郎	副委員長	伊藤 謙司
委員	神野 恭多	委員	米谷 和之
委員	井谷 幸恵	委員	藤田 誠一
委員	田窪 秀道	委員	小野 辰夫
委員	太田 嘉一	委員	岩本 和強
委員	三浦 康司	委員	篠原 茂
委員	大條 雅久	委員	高塚 広義
委員	藤原 雅彦	委員	豊田 康志
委員	藤田 豊治	委員	藤田 幸正
委員	岡崎 溥	委員	伊藤 優子
委員	佐々木 文義	委員	真木 増次郎
委員	仙波 憲一	委員	加藤 喜三男

4 欠席委員
なし

5 説明のため出席した者

市長	石川 勝行	副市長	寺田 政則
企画部			
企画部長	原 一之	総括次長（地方創生推進監）	糸野 誠二
次長（秘書広報課長）	岡田 公央	次長（別子銅山文化遺産課長）	秦野 親史
総合政策課長	亀井 利行	地方創生推進室長	藤田 康
財政課長	河端 晋治	情報政策課長	櫻木 俊彰
国体推進室長	佐薙 博幸	総合政策課主幹	上野 壮行
国体推進室主幹	山内 嘉樹		
総務部			
総務部長	寺村 伸治	総括次長（契約課長）	曾我部 信也
税務長（資産税課長）	伊藤 繁次郎	総務課長	佐古 猛
人事課長	神野 賢二	管財課長	菅 一好
市民税課長	伊藤 裕敏	債権管理対策室長	鴻上 幸広
人事課主幹	高橋 喜久美	人事課主幹	松木 真吾
市民税課主幹	酒井 千幸	資産税課主幹	久枝 庄三

収税課主幹 近藤 弘二

出納室

会計管理者（出納室長）藤田 武

議会事務局

議会事務局長 多田 羅 弘 議事課長 原 正 夫

挙管理委員会事務局

選挙管理委員会事務局長（企画部情報政策課長）櫻木 俊 彰

監査委員事務局

監査委員事務局長 白石 尚 志

福祉部

福祉部長	岡部 嘉 幸	総括次長（健康長寿戦略監）	白石 亘
次長（子育て支援課長）	藤田 憲 明	次長（介護福祉課長）	加藤 京 子
地域福祉課長	伊達 忠 幸	生活福祉課長	山中 悟
介護福祉課参事（地域包括支援センター所長）	古川 哲 久	国保課長	井上 毅
保健センター所長	木戸 貴美佳	東新学園長	高橋 靖 志
介護福祉課主幹	東田 寿 重	子育て支援課主幹	加藤 大 和
国保課主幹	飯尾 誠 二	保健センター主幹	宮崎 洋 子

6 委員外議員

議 長 近藤 司 副議長 永 易 英 寿

7 議会事務局職員出席者

議会事務局長	多田 羅 弘	議事課長	原 正 夫
議事課調査係長	神野 瑠 美	議事課主任	中島 康 治

8 付託案件

議案第13号から議案第23号

9 会議の概要

午前 9時58分開会

○委員長（山本健十郎）（開会挨拶）

○市長（石川勝行）（挨拶）

<第1グループ>

議案第13号 平成29年度新居浜市一般会計予算

○原議事課長（説明）

○糸野企画部総括次長（説明）

○曾我部総務部総括次長（説明）

○藤田会計管理者（説明）

○櫻木選挙管理委員会事務局長（説明）

○白石監査委員事務局長（説明）

<質 疑>

離島振興費

○委員（田窪秀道） 県の離島振興協議会費7万3,500円と日本離島センター評議員会負担金1万

2,000円が主ですが、こういう国の外郭団体の負担金等を断った場合に、本市の離島振興にどのような不利益があるのかということと、本年度は大阪への旅費等4万8,000円が含まれているというのですが、何があって誰が行くのかを教えてくださいと思います。

○亀井総合政策課長 まず初めに、4万8,000円の増加ですが、これは平成29年度愛媛県大阪事務所で開催される愛媛の離島フェアへの参加旅費です。この離島フェアは、平成28年度も12月に開催されており、新居浜市からは従来、七福芋本舗のみの参加でしたが、平成28年度はジャックのパン屋も参加して、2業者となったことから、手伝いや片づけ等もあるので新居浜市も参加してほしいという県からの要請に基づき予算化したもので

す。

次に、愛媛県離島振興協議会及び日本離島センター評議員会への負担金等ですが、特にペナルティーはないと考えていますが、いろんな研修があることや会合、離島振興の情報をいただけます。県内であれば離島を所有している全市町が入っている協議会ですので、参加するのが適当と判断しています。

広聴費

○委員（大條雅久） 平成28年度から市政モニター制度がさま変わりしたかと思えます。数十人にモニターを委嘱して集まって意見を聞くという形から、アンケートをとるということで、平成28年度は3回、平成29年度もそういう予定のようにお伺いしましたが、形を変えてどういう効果があって、平成29年度にどういうものを求めて実施されるのか。

あわせて、アンケートの結果を拝見しますと、例えば新居浜の町のイメージとか、対外的に売りたいものを具体的にモニターの方、200人からお聞きになっていますが、シティブランド戦略や外部委託した計画、立案に生かしているのか、教えていただけますか。

○岡田企画部次長（秘書広報課長） より多くの市民の意見を聞かせていただきたいということで平成28年度から、市政モニター制度を見直し、市内全域から約200人のモニターにアンケート協力をいただくようにしました。

新居浜市の主要な問題として各部局から求めた8項目について、3回にわたりアンケート調査を実施し、各アンケートの結果や分析は、ホームページで公開しており、今後シティブランド戦略等に向けて、十分参考にしたいと考えています。アンケートをしたことから、市民の意見が数多く集まり、2月に市長を含めて意見交換会を実施したところであり、今後一層積極的な広聴に努めたいと考えています。

ふるさと応援寄附金推進費

○委員（加藤喜三男） ふるさと納税については、政府もいろいろお考えがあるようですが、今年の予定はどうなっているのかお聞きします。

○亀井総合政策課長 10月に見直しを行い、その後順調に推移しており、年明けから少し伸び悩んでいるところもありますが、現在の寄附額は約3億円となっており、最終的には3億2,000万円か

ら3,000万円程度を見込んでいます。ふるさと納税は、生まれ故郷やゆかりのある町を応援する理念から始まりましたが、返礼品競争が激化して、本来の趣旨から離れてきたということもあります。新居浜市では従来の特産品に加えて、シルバー人材センターの商品として、ふるさとのご先祖にお気持ちをお届けします、という商品をつくりました。これは、墓地の除草、墓石等の清掃、ハナシバの供えと撤去を行って、清掃前と清掃後の写真を送るという商品です。これは、新居浜市の出身者やゆかりのある人で、墓参りに帰れない人に対しての商品であり、ふるさと納税の本来の趣旨に合致すると考えています。このような商品ができるだけつくることで、国が色々見直しを行っているようなことについてもクリアしていければと考えています。

○委員（加藤喜三男） 平成29年度の予算は4億1,700万円で、3億円のプラスであれば、マイナスになるような気がするが、どうですか。

○亀井総合政策課長 平成28年度の寄附額の見込みが3億2,000万円程度ということで、今回提案している平成29年度予算については、寄附金を6億7,500万円と見込んでいます。

○委員（藤田幸正） ふるさと納税は、本来は地域にゆかりのある人やそういった人ということで始まったが、今は返礼品競争になっている。これは個人的な意見ではあるが、天下の愚策の一つであると思う。寄附額の半分くらいが返礼品やそのための情報発信のサイトの利用等々に使われるというのは非常にまずいのではないか。新聞か何かで県下20市町のコメントが載っていた中で、新居浜市は、おかしいと考えているという立場だった気がします。総務省も変えなくてはいけないという考えのようですけど、どの辺を変えるのか、もっと大きく変えて欲しい。それには我々よりも、全国市長会などでこういうことを言ってもらいたいという気持ちがあるが、市長の気持ちをお聞きします。

○石川市長 ふるさと納税については総務省でやり方を検討していただいています。県の中でも確かに差があり、返礼品が多い所は特産品が多く、良い返礼品がたくさんあるという所が多いので、確かに自分の所の産品を返礼品として、それに対して寄附が来るのはいいと思うが、ふるさとでない人から、いわゆるインターネット販売のような

状況になっているのも事実です。これについては市長会等も通じて議論をしなければならないと思いますが、市長会としてまとめるというのはなかなか難しいのではないかと考えています。これは直接総務省あたりへどんどん言っていく以外にないのではないかと。ただ、ふるさとでない所に寄附をするというのは、どうかなと覚えているので、ここは何らかの会で議論をしてみたいと思っています。

○委員（藤田幸正） これはふるさと応援ということもあるので、災害が起こって被災された所には応援したいという気持ちで皆さんが出される。逆に、節税対策であるとか、返礼品目当てもある。6億7,500万円ぐらい入ってくる予定で、かかるのが4億1,000万円。どれだけの収入になり、事業に使えるのかということで、その辺の所は市長にもっと強く働きかけて欲しいと思いますが、どうですか。

○石川市長 確かにうちも少し無理をした所もありますが、このまま黙って見ていると、入ってくるよりも出ていく方が多い。やはり今の制度がある以上、よそへ出ていく寄附金のほうが多くなる状況というのは何とかしなければならないというのが今の状態。例えば災害地に対する寄附であれば、それは純粋な寄附で、税金でそれを還付するという制度は本来おかしいので、そこら辺も議論しなければならないと思っています。産業の振興という意味ではいいことかもしれないが、税として還付するのはいかがなものか、そういう思いは持っています。

○委員（大條雅久） 本来、新居浜市に納税されるべき金額が、他市へふるさと納税で出て行っているが、把握されている金額はいくらぐらいですか。

○亀井総合政策課長 平成28年度はまだ確定していません。平成27年度で申しますと、寄附を受けたのが約3,500万円。新居浜市民で他の自治体に寄附をしたのが約2,700万円ということで、単純に見ると黒字ということにはなっておりましたが、その3,500万円のうち2,000万円ほどは大口の寄附者がいましたので、それがないと逆転している状況です。平成28年度については、確定した段階で精査したいと思っています。

公共施設管理システム推進費

○委員（田窪秀道） 市内の公共施設を維持する

管理費がどれだけ必要かを一元化してシステム管理するための使用料であるとお聞きをしました。平成29年度の予算で、公共施設の長寿命化等を一元化することで、どこまで平準化が図られるのでしょうか。

それと、期待できる効果などがあれば教えてください。

○亀井総合政策課長 この事業につきましては、各担当課で施設データを管理していたものを、庁内共通のデータベースで一元化を行い、施設保全計画を作成するために、平成23年6月に建築保全センターのBIMMSというソフトを導入して管理していますが、そのシステムの利用料です。これについては、施設情報のほか、屋根とか外壁の材質、空調設備、工事の履歴等も入力しており、更新時期や改修費用の試算ができるため、予防保全工事の計画策定に活用しています。これによって、施設の長寿命化を図り、ライフサイクルコストの縮減、将来の更新費用の平準化が効果として期待できるのと同時に、毎年予算を査定する中で、優先順位をつけて平準化を図ることに役立っています。

○委員（田窪秀道） BIMMSの使用料は、庁内で使うということは、主に人件費と考えていいんですか。

○亀井総合政策課長 BIMMSは、建築保全センターが持っているソフトで、その使用料です。全国で90以上の自治体が使用しています。

定住人口拡大促進費

○委員（田窪秀道） 平成26年度から3年間の継続ということですが、平成29年度の予算の内訳、そして期待できる効果の検証をどう判断されていますか。

○亀井総合政策課長 この事業については、平成27年度まで実施していた市内向けの住宅取得資金利子補給制度であり、マイホームを購入して、金融機関から資金を借り入れた40歳以下の市内在住の方に、年間10万円を限度に支払った利子の一部を3年間補助するものです。平成29年度の予算の内訳は、平成26年度に交付決定した62世帯分、610万7,000円と平成27年度に交付決定した183世帯分、1,830万円です。この事業は、子育て支援という意味で一定の効果があつたと考えていますが、定住促進ということでは、実際アンケートもとった結果、効果が少ないと判断して、平成27年

度で既に廃止しています。

○委員（田窪秀道） 一番初めの年度は62世帯、平成27年度が189世帯と、2年目で一気にふえたのは、1年目は市外から市内へ転入されて家を建てた人が結構少なかった、2年目は、市内の方でも家を建てたら10万円補助されたので格段にふえた、平成28年度は平成27年度で終わったのでなかったということに理解してよろしいでしょうか。

○亀井総合政策課長 この事業は、市内の方用の補助制度ですので、全部市内在住の方への補助金です。平成26年度の62世帯から平成27年度は183世帯にふえたのは、利子の支払いが始まる時期にずれがあるので、交付決定は平成26年度だが、利子を払い始めたのが平成27年度の方がおられたということもあって平成27年度に183世帯にふえており、制度を利用した人が平成27年度に急にふえたということではありません。

政策懇談会費

○委員（加藤喜三男） 政策懇談会費については3年を経過し、一定の評価を得ていますが、今後、どうお考えなのか、今年度の予算はどういった内容なのか教えてください。

○亀井総合政策課長 政策懇談会につきましては、市長の第1ステージの公約として、広く市民の皆様の意見を市政に反映させるため、平成25年度に設置したものです。懇談会から提案された意見をもとに、平成26年度は18事業、平成27年度は33事業、平成28年度は29事業を事業化しました。平成28年度の政策懇談会では、これまで事業化された事業について内容を検証し、一部廃止も含めて見直しを行いました。各界各層からの意見を市政に反映できたことで、一定の評価がありましたが、全て予算に反映するのではなく、予算査定段階でもう少し内容を精査すべきものもあったのではないかと反省もあり、この点について、今後の課題として取り組みたいと考えています。

○委員（加藤喜三男） 市長のお考えはどうか。

○石川市長 本会議でのご質問でもお答えしましたが、一定の成果があったと私も認めており、来年度も引き続き実施させていただきたい。これ以外に、広く市民の意見を聞くため、年代別や職業別の懇談会を新たに設置したい。政策懇談会から提案された意見は、すべて予算化されているとい

った議論がありますが、下部組織として、それぞれワーキンググループがあります。その中には各部局の職員も入り、かなり議論をした上での提案となっているので、結果的には提案されたものがほとんど予算に反映されていますが、その過程でかなり議論しているということをご理解いただきたいと思います。

○委員（加藤喜三男） そういうことであればいいのですが、会派にはそれぞれの思いがあり、会派から要望もしています。会派の思いと市長の思いが違うのはわかりますが、政策懇談会のワーキンググループに職員が入っていると言いますが、政策懇談会の提案は初年度は全部予算化されました。私どもにしてみれば、政策に対する思いがあって提案しているにもかかわらず、要望への回答は、実質的には、予算で対応しますというだけです。私どもが提案したものが本来の要望といえるのではないかと思います。その点について、どうですか。

○石川市長 政策懇談会については、当初の頃は確かに提案を受け入れていた部分はありましたが、それ以降は取捨選択をし、実施しない事業もあったと思います。議員の皆様からの会派の要望も見せていただいております、実施可能なものについては予算計上しておりますが、すべてでないのも事実です。多くの方々から要望をいただいて内部で議論し、いいものは実施する。時期が早いものなどが後回しになるのはやむを得ないと思っていますので、皆様からも多くご意見をいただき、採用できるものは採用していきたいと思っています。

○委員（加藤喜三男） 今回の市長の施政方針にもありましたように、スピード感が重要だと思います。市長の思いも同じだと思いますが、検討する時間が長すぎると感じます。スピード感を持つという市長の思いが、職員に通じればいいのですが、なかなか通じていないのが実情だと思います。もう少し市長の指導力を発揮していただかないと、今と同じことを繰り返す気がします。その点はどうですか。

○石川市長 おっしゃるとおり、スピード感を持って、早急に検討して実施しなければならないと思っています。つきましては、今回から政策懇談会を、年代別、職業別と幅広く窓口を広げていくつもりですので、議員の皆様にも建設的なご意見

を賜りたい。そして、議論をして、必要な事業を予算化していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

走る広告塔事業費

○委員（田窪秀道） 本事業は、昨年度はバス2台、本年度はトラック1台、バス2台の車両3台に対するラッピング広告とお聞きしましたが、今までの効果、今後の期待できる効果、これからもふやすつもりなのか、お聞きします。

○岡田企画部次長（秘書広報課長） まずこれまでの効果ですが、これまで運輸観光課、別子銅山文化遺産課を筆頭に、太鼓祭りや産業遺産等を全国に向けてPRを行っており、当該事業に限定した効果を分析するのは大変難しいのですが、市全体の広報活動の効果として、運輸観光課が県へ報告している新居浜市への入り込み観光客推移によると、近年着実に増加傾向になっており、平成27年に県外から新居浜市へ訪れた人数は約68万人、対前年比約2万人増となっています。また、本市に興味を持っていただいた方の指標の一つとなるホームページのトップページ閲覧数についても、走る広告塔事業を開始した平成25年度以降は、着実に増加傾向になっており、平成27年度は約473万件のアクセスがあり、対前年度約90万件の増となっています。また、ラッピングを施しているトラックやバス運転主の方から、たびたび熱い視線を感じたり、停車中に興味深く質問をいただいたりすることがあるという声もお聞きしています。今回の予算は、トラック3台分を増便しようとするものですが、今後の効果として、トラックは、定期ルートを走るものではなく、荷主の注文により全国を走り回ることから、3台分増便ということになると、より多くの全国の方々に新居浜市をアピールできるようになり、一人でも多くの方に新居浜市に興味を持っていただき、より一層の観光客の増加、ひいては新居浜市のイメージアップに寄与できるものと期待しています。

なお、今後のさらなる増便については、現場の実績を確認しながら検討したいと思っています。

○委員（藤田豊治） これは交流人口拡大に非常にいい事業だと思います。ラッピングの耐用年数だけお聞きします。

○岡田企画部次長（秘書広報課長） 初めてのことではっきりしたことはなかなか難しいですが、業者によるとラッピングの耐用年数は、バス、長

距離トラックともに5年とのことですよ。

午前11時00分休憩



午前11時09分再開

移住相談窓口設置事業費

○委員（伊藤優子） 相談件数はどれぐらいと見込んでいますか。

○藤田地方創生推進室長 平成27年度から窓口を設置していますが、平成27年度の相談件数は14件、平成28年度の実績見込みは25件です。

公共施設再配置計画策定事業費

○委員（伊藤謙司） 再配置計画の対象の施設、計画策定の委託先についてお尋ねします。

○亀井総合政策課長 まず対象施設については、新居浜市が保有する施設のうち、延べ床面積が100平方メートル以上の施設であり、消防分団詰所については100平方メートル未満も含まれます。年によって廃止や新設もありますが、現在192施設が対象となっています。委託先については、パシフィックコンサルタンツ株式会社四国支社で、平成29年度までの2カ年契約です。なお、計画の整合性を保つため、立地適正化計画についても同社と契約しています。

○委員（伊藤謙司） 学校施設も対象に含まれていますか。

○亀井総合政策課長 学校施設も対象です。

○委員（伊藤謙司） 今、統廃合の話も出ていますので、それも含まれているのもいたし方ないかなと思います。優先順位をつけていると思いますが、費用対効果あるいは建築年数、どちらを基準にしていますか。

○亀井総合政策課長 公共施設再配置計画については、まず、これから減少する人口や今後必要な維持管理経費などを総合的に見て、面積をどのくらいにするかというような目標値を決定していくという計画です。例えば、学校施設が今10数か所あるから、それを10にするということではなく、全体の必要な面積、棟数などをどの程度を目標にすべきか、施設ごとの目標値を来年に向けて定めていくというものです。学校の統廃合については、今回の小学校の件もありましたが、それと整合性を保ちながらも、公共施設再配置計画では面積的なもので目標値を定めるというもの

です。

○委員（仙波憲一） 昨年お聞きしたときには、現在建設している総合防災拠点施設は含まれていないということでしたが、ほかにも政策がいろいろありますが、それらの管理との整合性の中で、指標はどういうところにおいているのか。先ほど学校の話をされましたが、例えば私が住んでいる船木校区で人口が10%、20%減るとなると、学校の面積は狭くてもいいという判断をされるのか、それとも、通学の範囲を変更して対応するというところまでこの計画の中で考えるのか。例えば体育施設、現在はばらばらにあるのをまとめたら管理コストが安くなるとか、そういうことを考慮するのか、そのあたりの指標をどう考えているのか、それと、他の政策との整合性はどうなっているのか、お答えください。

○亀井総合政策課長 概要を申し上げますと、平成28年度は、現在保有している施設の分析、評価、削減数値目標の試算、計画の基本方針の策定までを行う予定です。平成29年度は、計画の具体的な検討を行い、モデルプランの作成や、施設類型別の管理に関する方針、ロードマップ、事業計画の作成など、計画を最終的に策定する予定としています。そして、先ほど言われた総合防災拠点施設について、昨年、本計画の対象とはしていないと説明したということですが、現在、総合防災拠点施設については、建設費や維持管理費についてもおおむね今回提案させていただいており、数字も出ますので、最終的には反映したものにしたいと考えています。それと、学校施設等他の計画との整合性については、来年度に具体的なモデルプランや施設類型別の方針を出すので、その中で、立地適正化計画がどういうものになっていくのか、学校をこれからどういう方針で進めていくのか等について、担当部局とも協議しながら、それらについてもなるべく反映したものに近づけていきたいと思っております。

○委員（仙波憲一） ということは、今あるものがどれだけの量で、どうなのかということしかやらないということですか。

○亀井総合政策課長 今回の計画では、まずこれから40年間に必要な経費と、実際にかけることができる経費の差額を算出して、それに基づいて、全体の計画目標をどれだけ削減する必要があるかという数値を今年度出す予定です。その数値

を達成するために、延べ床面積をどの程度削減する必要があるかということと、もう一つは、例えばPFIやPPP、指定管理者制度を導入する等事業の手法でどれだけ減らせるかということから全体の数値目標を定め、それに向けてどういうことができるかを担当部局と、先ほどの学校のことも含めて、整合性を保ちながら目標達成に向けた計画を作る予定としております。

○委員（仙波憲一） ということは、この本庁舎の隣に総合防災拠点施設が建設されるわけですが、それを考えていなかったということは、例えば本庁舎の建てかえ等については考えてはいなかったということですか。

○亀井総合政策課長 現在、各担当課において各施設の維持管理費等のデータ入力を行っております。その中に今後40年間で耐用年数が経過する施設については、それを新たに建設した場合の建設費も入れて数値目標に反映するという形で、今後40年間に対象施設として必要な数値と、新居浜市が支出できる金額によって、全体の数値目標を定めるという計画となっております。

○委員（仙波憲一） 聞いているのは、実際に隣に総合防災拠点施設を建設したら、この本庁舎はあと40年間もつのか、もたないのか。仮にもたないとすれば、建てかえはどうすればいいかということが、この計画に入っているのかどうかということです。

○亀井総合政策課長 今おっしゃったようなことまでは、本計画には含まれておりません。

○委員（仙波憲一） ということは、将来のことまでは考えないということでしょうか。

○亀井総合政策課長 今後40年間に、新居浜市としてどれだけ、延べ床面積も含めて全体の公共施設を減らす必要があるかという数値を検証して出します。それに向けて、何をどういう形で減らしていくかについて、各施設ごとにどういう計画にしていくかということを、この計画全体の目標を定めて、今後の計画に入っていくという流れとなっています。

○委員（仙波憲一） 来年度その計画を作る時点で、例えば40年後までの新居浜市のほとんどの政策は決まるということですか。

○亀井総合政策課長 例えば、庁舎を建てかえるのにどうかというような計算ではなく、この庁舎が耐用年数を経過したときに、今の平米数で建て

たとすればいくらかというような、これはその数値を当てはめるだけにはなるのですが、そういう形で、耐用年数が経過したものについては、同程度の面積を維持して建てかえる場合の建設費用及び今の各施設の維持管理費などを含めて、全体の数値を出す。それと今後40年間でかけることができる1年間の費用と、これまでかけてきた費用との差について、どういうふうにして数値目標を達成するかというような計画となっています。

○委員（加藤喜三男） 仙波委員がお話したように、個々に耐用年数があると思いますが、それを見ずに、この地域にこれだけのものが必要、この地域にはこれだけの必要となったら、ちぐはぐになりませんか。例えば市民文化センターは、既に耐用年数は経過しています。これを川西地区に置く、上部地区に置く、となったら、そこで計画しなければならない。そうなったら、課長が考えていることと、今聞いていることと違う気がするが、どうでしょうか。

○亀井総合政策課長 例えば、10年後に耐用年数が経過する施設については、10年後に同じ平米数で建てるのに必要な建設費を、それぞれ施設ごとに計上して積み上げる形にはなっています。ですので、今ある施設について、今後40年間にかかる維持経費と、途中で耐用年数が経過するものについては、同じ面積のものを新たに建てる場合の建設費用をそれぞれ算出して、全体の費用を出し、今後支出できる費用との差を出して、それによって今年度数値目標を定めることとなります。耐用年数が経過するものを全く反映させていないというものではありません。

午前 11 時 26 分休憩



午前 11 時 26 分再開

○原企画部長 公共施設再配置計画と名前がついているため、誤解がある部分があります。まず、やろうとしているのは、今持っている施設、その残耐用年数が40年以内のものについては、実際にやるかどうかは別として、建てかえを考えるとということです。仙波委員さんが言われていた庁舎についても、建てかえを考えます。その上で、全体としてお金がこのくらいかかる、そしてそれに使えるお金がこのくらいだから、将

来のことを考えると、もう少し縮減したりしないといけないということ、この計画の中で考えていこうということです。従いまして、市民文化センターも当然入ってきます。ただ、建てかえる場所をどこにするかということについては、次のステップとして考えます。多分、加藤委員さんも一緒にできるというようなイメージをお持ちかと思いますが、これはあくまでも総量として、これからのことを考えた時にどうするべきかということを決めていこうとしています。従いまして、個々の、例えばご質問のありました市民文化センターをどこに建てかえるのかといった詳細は、次のステップで考えていくという内容です。

○委員（加藤喜三男） そうであれば、仙波委員が質問したように、庁舎は40年先にはもうないのはわかっている。隣の防災拠点施設は今年から建設しますが、わざわざ3階と4階で建物をつなぐようにしています。連絡するのにいいと思ってしてくれていますが、庁舎がなくなるのであれば、この部分などいらなかったのではないですか。ほかにもこのようなことがあるのではないかと心配しています。その時になって考えるのでは遅いです。

○原企画部長 庁舎を将来どこに持っていくかということ考えた上で総合防災拠点施設をつくるべきではないかというのは、おっしゃるとおりで、これは少し先の議論になるかもしれませんが、一団地の官公庁というふうな都市計画決定もされておりますので、この周辺に市役所庁舎を置くというのは、将来のまちづくりにおいても必要だろうと思っております。ここを建てかえるときに、具体的にありますが、仮の庁舎をどこかに置いて、ここを取り壊してここに建てるのか、あるいは北側のところへ連携を持っていくかというようなことについては、少し将来で考える必要があるとは思っています。いずれにしろ、総合防災拠点施設との連携というのは考えるべきと判断しています。

○委員（篠原茂） 先日の2月議会で公共施設再配置計画についてお尋ねしたのですが、私は計画を全てコンサルに任せるのではなく、市民との対話の中で進めていったらいいのではないかとおっしゃっていただきました。施設を使っている人が一番よく知っていますから、その人たちの同意を得て、市民の同意を得て、進めていったらいいと思

っています。ですから、全てをコンサルに任せるのはどうかと思います。

○原企画部長 私どもも、当然、全てコンサルに任せるつもりはありません。行政が主導で、コンサルは当然ながら技術的な専門性を持っていますので、それをまとめていただき、市民との話は、まずは行政側で目標を立てて、次のステップのところ、今の配置の計画とかもあろうかと思いますが、そういうところは、実際使っている方と色々話をし、具体的な話を進めるというふうな計画で進めたいと思っていますので、市民とも話を進めながらやっていく、まずは行政の方で責任をもって目標をつくり上げるのを平成29年度までの作業として進めたいと思っています。

○委員（太田嘉一） 公共施設という文言が入っていますから、こちらは公共施設全部を対象に検討すべきという意識がありますが、話を聞いていると、公共施設の中でも、絶対に必要なものは別枠で置いておいて、縮小可能な分だけを計画するというふうには聞こえなくもないです。先ほど加藤委員が言われた、全体を考えずに再配置計画ができるわけがないというのは、全くの正論だと思います。ですから、名称を、別枠を設けての再配置可能施設の再配置計画というふうに変更すべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○原企画部長 確かに公共施設再配置計画という名前がついているため、言われるように、全てがどこかに配置されるというふうなイメージがあるかとは思いますが。全国の事例や国の考え方も参考にしてこういう名前をつけていますが、いずれにしても、先進地においても、大きな目標を立てて、個別の計画を個々につくっていくという流れです。計画名は既に契約もして、発注しておりますので、これで進めざるを得ないと思いますが、そういう考え方です。

○委員長（山本健十郎） この件については、中身の問題もあろうかと思いますが、来年は整理してください。

奨学金返済支援事業費

○委員（藤田誠一） 1人当たり年間20万円、それを3年間で60万円、人数は50人と聞いております。その50人の受け付けの仕方、51人目はどうなるのか、今現在の支援者人数、1年足らずでやめた場合にどうなるのか、年払いか月払いをお伺いいたします。

○藤田地方創生推進室長 まず、1点目です。当初予算では50人であり、予算枠を超えるような申請があった場合には、補正予算で対応をしたいと思っています。

2点目、今の申請者数ですが、20人の申し込みがあります。平成29年度の予算は50人というお話をしましたが、これは3年間継続して支援を行いますので、ことしの20人は来年度もそのまま残ります。50人ですから、新規で来年度受け付けるのは30人という内訳となります。

3点目、途中でやめた場合ですが、これは3年間という期限を設けておまして、恐らく奨学金を返済されている期間が10年ぐらいではないかと思っています。そのうちで3年間継続して行いますので、当初の申請時に、3年間継続して補助をしますとお話するとともに、漏れがないように、来年度、対象になりますので申請してくださいというような通知も必要かと思っていますので、途中でやめられる想定はしていません。

最後4点目、年払いか月払いかということですが、これは1年間奨学金の返済をした後に、市からお支払いしますので、年払いになろうかと思えます。

○委員（藤田誠一） やめた場合というのは、会社をやめた場合です。例えば11カ月勤めてやめた場合とか、そういった想定はないのですか。

○藤田地方創生推進室長 イレギュラーなケースかと思えます。要件では、市内に本社のある事業所に1年以上継続して雇用されているという条件がありますので、交付決定をした後に仕事をやめられると、一旦そこで中断ということになるかと思えます。Aという会社をやめて、即Bという会社に勤められたとして、同じ中小企業の定義に当てはまるのであれば、継続してカウントをしてもいいだろうと思いますが、それは私の独断ではお返事できませんが、原則的にはやめられると一旦そこでリセットされると。ただし、また新しく勤められた会社で1年間継続すれば対象になりますので、通常で3年間分は市から返済支援ができるということから言えば、1年間返済支援を受けた後に転職されて、まだ2年間残っているのであれば、それは大丈夫なのかなと思っていますが、検討材料として受けとめさせていただきます。

お試し滞在推進費

○委員（伊藤謙司） 何名程度を想定しているのか、ターゲットとする人物はどういう方か、それと、告知が必要かと思しますので、告知の方法を教えてください。

○藤田地方創生推進室長 1点目、何名想定しているかということですが、一人でも多くの方に利用していただいて、新居浜のことを好きになってもらい、何とか本市への移住につなげたいという思いを持って実施をしているものです。お試し滞在の期間につきましては、最低1週間、最長1カ月という設定をしていますので、1カ月の利用が4人、その半分の2週間程度の利用が5人、合計9人と想定しています。参考までに、平成28年度の実績見込みは6人です。

2点目、ターゲットとして想定しているのは、市外、県外から、本市を含めた地方への移住を検討している人です。

3点目の告知方法ですが、市のホームページにお試し移住サイトを掲載するほか、国が運営している全国移住ナビ、県が運営しているe移住ネットといったサイトと情報をリンクさせるとともに、首都圏で開催される移住フェアに参加して、積極的にPRを行うなど、告知に努めているところです。

CCRC導入推進費

○委員（米谷和之） この事業については、余り御存じない方が多いのではないかと思います。ことし実施計画を策定されるということですが、市の柱になる事業であると思います。

そこで、実施計画の策定直前あたりのタイミングで、例えば文化センターなどで、市民の皆さんにおいでいただいて、CCRCについて市民大会のようなものを開く必要もあるのではないかと思います。いかがでしょうか。

○藤田地方創生推進室長 市民周知という点ですが、CCRCの基本構想案について、2月1日から28日までパブリックコメントで市民の皆様から御意見を頂戴するという機会を設けました。8人から意見がありましたが、確かに市民の方に知ってもらうという意味では、何かしらの方法を考えないといけませんし、何よりもこの基本構想は、これからのあるべき姿を目指してやっていきたいというイメージですので、市民にきちんと説明をするとなれば、具体的な事業計画とあわせてお話しするタイミングでないと適当ではないのかなと

いう気はしますが、新居浜市に首都圏から移住していただく方だけではなく、これまで新居浜市にお住まいの方々にとっても、新しい働き方、生き方、住み方といったものを提供できるような事業として事業計画の策定に向けて取り組ましますので、何らかの機会を設けて、市民への周知を図りたいと考えています。

シティブランド戦略推進事業費

○委員（仙波憲一） 博報堂に委託されるそうですが、要素としてどういうものを売るためにお願いをするのか、何を売るのがよく見えてこないのですが、どういうことをどういうふうに発信されるのですか。

○藤田地方創生推進室長 シティブランド戦略の取り組みの狙いとしては、製品の販売促進、観光客の誘致、定住の促進、地域活性化によるまちづくりという4つの分野があると理解しており、これから進めようとしているシティブランド戦略の第一義的な目的としては、市民の新居浜への愛着と誇りを高め、これからも新居浜市に住み続けたいと思ってもらい、市民が主役となって市と一緒に未来の新しいまちづくりを行うことであると考えていることから、地域活性化によるまちづくりという認識でこれから取り組もうとしています。まちづくりということになれば、新居浜市民に、内向きということになりますが、それだけではシティブランド戦略として十分でないと思いますので、外向きのシティプロモーション活動にも取り組むことによって、新居浜市の知名度、認知度を高めていきたい。そうすることによって新居浜市が再評価され、今の新居浜市民がさらに愛着や誇りを高めていくという好循環をつくり出すための取り組みにしたいと考えています。

○委員（仙波憲一） シティブランド研究所というのがあって、私も質問したことがありますが、愛媛県で唯一今治市が食品以外でランキングされています。何を売るのが売らないのかという議論をすると非常に難しいと思いますが、基本的には町にあるものをどうやって発掘して、それを最終的に、商品にするのか、食品にするのかは別として、観光などに合致させていくということは多分一緒だろうと思いますが、その基本的な、今新居浜にある要素の何をどうするのかというのがなくて、業者が何も無いところからつくるのは非常に難しいだろうと思いますが、委託するときに、町

としてのPRの指標をどういうものにするのかをお伺いしています。

○藤田地方創生推進室長 博報堂の取り組みとしては、外から第三者的にこういうものがあるという見方もありますが、まずは新居浜市の中で、今住んでいる方がどんな思いを持って何を大事にしているのかというところをくみ上げるという作業をするために、市民アンケート調査や市民のワークショップなどを繰り返し行いました。今の段階で、物としてこれだとお示しするものはないのですが、そういった作業を繰り返す中でブランドの考え方として、新居浜は「新しいをチカラにするまち」であるというワードが出てきました。新居浜の新居というのが新しい場所という言葉でありますし、元禄4年の別子銅山開抗以来いろいろ新しいものを取り入れながら発展し続けてきた新居浜の思いというものをまず押さえた上で、それを目に見える形として、ブランドスローガン、言わば旗印になるものとして、「Hello! NEW」という言葉をつくり出しました。さらに、この言葉とセットでロゴマークをつくりました。これは水色の風船の形をしたマークで、風船ですから、高く昇っていく、発展していく。また、水色という色合いで、親しみやすい、さらには人がこれから新しいものにチャレンジしていこうという気持ちを後押ししてもらえるような、そういう意味合いを込めてマークをつくりました。今年度の業務では、「新しいをチカラにするまち新居浜」、「Hello! NEW」の旗印を掲げて、より多くの方に共感と理解をいただいて、それをもとに、これから20年、30年先を見据えて、どういう新しいまちづくりができるのかということ、市民を巻き込みながら、実施計画にもとづく新たな取り組みを平成29年度から進めたいと考えていますので、その中で仙波委員さんがおっしゃったような、物であるとか何か一つに収れんされるようなプロセスを踏んでいく取り組みにしたいと考えています。

○委員（仙波憲一） 今までのことはある意味全部捨てる、それから新しいものにチャレンジしていくということを町のコンセプトとして考えてつくるのだらうと思いますが、ただ、皆さんが求めているものは、やはりわかりやすいものになるんだらうと思いますので、観光であったり、物産であったり、そういうものについてなるべく早い段階でお示しできるように進めていただきたいと思います。風

船が空中で割れて終わったということにならないようにしていただきたいと思いますが、その点はよろしいでしょうか。

○藤田地方創生推進室長 仙波委員さんがおっしゃられたことを肝に銘じながら、来年度からの実施計画の執行に努めたいと思っています。

○委員（高塚広義） 近隣の市町村ですで行っているところがあれば紹介していただきたいのと、平成30年度以降の取り組み計画があれば教えていただきたいと思っています。

○藤田地方創生推進室長 近隣での取り組み状況は、私が知る限りでは、松山市が4年前にシティブランド戦略に取り組み、さらに市役所の中に専門の課所を置き、積極的に取り組んでいるという事例があります。松山市の、新居浜市でいう「Hello! NEW」にかわるものとしては、「いい、加減。松山」という言葉がブランド戦略の中で打ち出されたとお伺いしています。松山市都市ブランド戦略が策定されたのは、平成25年3月です。また、平成30年度以降の取り組みについては、まず平成29年度は市民の共感と理解を得ようということで、まずは市長が宣言して、それを市民の方に浸透させていくという取り組みをする。2年目の平成30年度は、市民とともに動く、動かすということ、これをキーワードとして、理解していただいた市民の方に、具体的なアクションとして何らかの活動につながるような取り組みにつなげていく。3年目の平成31年度は、市民が動いた結果、また行政としてもいろいろプロモーション活動を行った結果、市民とともにブランドを形にするということまで持っていきたいという実施計画です。来年度は市制施行80周年でもありますので、より多くの方に知っていただく上では非常にいいタイミングではないかと考えています。

○委員（米谷和之） ロゴマークを今からどう活用していくかということですが、市民の皆さんや企業の方にいろいろ使っていただくことが目的ではないと思います。それは手段であって、目標としているのは、新居浜市のイメージアップをどう図るのかということであり、これが成功したかどうかの目安となる数値をどのように想定して今から活動していくのか、お伺いします。

○藤田地方創生推進室長 シティブランド戦略における目標指標、KPIでお答えします。そもそもシティブランドの確立については、まずは市民

の満足度、市に対する好意度を高める、市外向けには、市の魅力を高めるという2つの視点があるかと考えています。KPIとしては、内向けには、市民の好意度、あるいは新居浜市への誇りといった数値を高めたい。これについては、今年度行った市民アンケート調査で数値を把握していません。参考までに申し上げますと、特に市外からの転入者の数値が低かった。市外から来られた方に満足していただくことによって、今いらっしゃる市民の満足度も高まるだろうということで、市外からの転入者の好意度、誇り度を高めようということを考えています。参考までに、今年度の調査結果では、市外からの転入者の好意度が76%、誇り度が56%ということで、これについて3年後の平成31年度の目標は好意度を80%、誇り度を60%と設定しています。市外の目標数値は、地域ブランド調査という全国的に行っている調査があり、その中の魅力度については、平成28年度で新居浜市が1,000自治体中558位です。これを平成31年度に200位を目標に設定して、取り組みを進めたいと考えています。

午後 0時02分休憩



午後 0時58分再開

新居浜情報定期便事業費

○委員（伊藤謙司） 大学生になる方を対象と考えているみたいですが、高校を出てどこの大学に行ったとか、就職したとか、高校からの情報提供は受けられるのですか。

また、この情報の伝達方法は、インターネットか、個々にDMを送るのか、お尋ねします。

○藤田地方創生推進室長 高校からの情報提供については、個人情報になりますので、いただくことはありません。高校卒業時にコンタクトをとっておく必要がありますので、この3月に市内の5高校にはチラシ等を配布して、新居浜情報定期便事業に登録していただくように依頼をしたところです。また、4月号の市政だよりも掲載をすることで、御家族の方に、情報定期便事業に登録していただけるような取り組みを考えています。

もう一点、情報の伝達方法は、今日ではツールとしてSNSが主流ですが、一過性で終わらないように、あえてふるさとの温かさや郷愁といった

ものを実感してもらえよう、紙媒体による情報伝達方法としています。

○委員（伊藤謙司） 紙媒体というと、3月にチラシをお配りして、その後はどのようにして追跡するのですか。

○藤田地方創生推進室長 チラシを配布して、登録をしていただいた方に、いはいま倶楽部の方にいろいろと情報提供を行っているのと同様な形で、大体2カ月に1回程度、新居浜からの情報を郵送することを考えています。

○委員（高塚広義） 郵送ということで、インターネットと比べてどのような効果を期待されているのかということと、高校生など何名程度を想定されているのか、教えてください。

○藤田地方創生推進室長 紙媒体は結構アナログなやり方ではありますが、目先を変えて実際に手にとって見ていただく、スマホなどの小さい画面ではなくて、現物そのもので見ていただくことによって、我々の思いも伝わるのではないかと期待をしています。

それから、人数については、大体1学年が1,000人ぐらいかと思いますが、予算上はその半数、500名程度の登録を見込んでいます。

市制80周年記念冊子作成配布事業費

○委員（加藤喜三男） 70周年のときに礎、誇、心という3部作をつくったと思いますが、今回はどのようなものを予定されているのか。

それと、先ほどのシティブランド戦略をどのように取り入れるのかをお聞かせください。

○藤田地方創生推進室長 まず、具体的な取り組み内容についてですが、市制施行70周年の際に作成した3部作とは手法と視点を変えて、より多くの市民に親しみを持って受け入れられるように、新居浜の80年の歴史を踏まえ、後世に残したいあるいは次世代に伝えたい人物、風景といった情報を、フリーマガジンのような手軽なスタイルでまとめたものを全戸配布することを考えています。

そのため、記念冊子については、装丁は70周年の3部作と比べると簡易なものになるかと思えます。次に、シティブランド戦略との関わりですが、80周年のタイミングで本市のよさを再認識してもらい、郷土愛の醸成を育むきっかけとすることはもちろんですが、本年度に策定するシティブランド戦略と連動させることで、より多くの方、特にシティブランド戦略は若いお母さんを

ターゲットにしていますので、そういった方々の目に触れるような、心に届くようなものにする事で、積極的に周知を図っていくとともに、さらには移住促進に向けた新たなプロモーションツール、先ほど移住フェアの話もあったかと思いますが、私どももそれに出向いて行って、広く新居浜をPRすることにより、さらに事業効果を高めていきたいというふうに考えています。

○委員（大條雅久） シティプロモーションにも活用ということでしたが、何部印刷される予定ですか。

○藤田地方創生推進室長 全戸配布ですので、世帯数でいうと5万、プラスアルファで約6万部という数字になると考えています。

○委員（大條雅久） これは結構全国的にされていて、たしか神奈川県では自分の町だけじゃなくて、ほかの町にも配布をしたということで、町同士で争いになったのも聞いていますが、自分の町を売り込むという意味合いで、新居浜市民にも伝えるけども、移住を考えている方、帰ってきそうな方に配るということですので、きちんと活用していただきたいのと、少なくとも1年やそこらは足らなくならないように準備をとっていますが、改めて大丈夫ですか。

○藤田地方創生推進室長 あれもこれもしたいという希望はあるんですが、決められた予算の中においてプロポーザル審査で業者を決定することになりますので、その中で最大限効果的な活用ができる方法について模索したいと思います。

市制80周年記念映画制作事業費

○委員（藤田誠一） 全国公開を考えているということですが、映画1本が2,400万円のできるのか疑問ですので、内訳などがありましたら教えてください。そして、映画となれば、色々と新居浜を代表する歌とかを作ってもらって、イメージソングといったことも考えられるが、映画の挿入歌や主題歌などの観点は含まれているのかどうか、それから、実行委員会の中に市の職員の方がいて、今後の要望について、太鼓祭りや別子山などが映画の中に入るのか、どんな物語なのか、そういうことが分かれば教えてください。

○岡田企画部次長（秘書広報課長） 今回の予算案2,400万円の内訳ですが、映画製作を通じて新居浜市の魅力を発信することなどを目的として、協賛金の募集活動を行う実行委員会に対する負担

金として2,000万円、それと新居浜市のイメージソングを製作し、主題歌にする等の負担金400万円を合わせた2,400万円です。まず2,000万円についてですが、映画製作には多額のお金がかかり、例えば昨年公開された宇和島市の、海すずめという映画は、製作費8,500万円で宇和島市の負担金が2,200万円だったそうです。内訳については、2月21日に実行委員会が発足したところですが、最低の目標として事業費6,000万円で、市からの負担金2,000万円、そして市内各企業等に募集する協賛金3,000万円、出資金等1,000万円等々です。それから400万円についてですが、イメージソングの製作及びその歌について、今後行政が自由に使える使用料を想定しており、映画の中だけでなく映画上映完了後も、行政が市内イベントや小中学校の運動会などで、著作権料を一切払わず自由に使える使用料のような費用を想定しています。それから、主題歌については、実行委員会側に対して、新居浜市にゆかりのある方を強く要望しており、映画については新居浜市の魅力を最大限にアピールできるように、自然、伝統文化、産業遺産などの活用と、出演者についても新居浜市にゆかりのある方、メインキャストについてはゆかりのある方でなくても著名な方々をお願いしたいというようなことを要望しており、実行委員会に対しても、秘書広報課、運輸観光課、別子銅山文化遺産課等市役所を挙げて全力で支援したいと考えています。

○委員（豊田康志） この事業を通じて、どういった形で市政に反映をしていくのかという点と、成果指標について、何をゴールとして評価するのか、という2点の説明をお願いします。

○岡田企画部次長（秘書広報課長） 映画製作に多額の負担金を出す目的は、新居浜市のイメージアップ、観光交流人口や移住・定住人口の増加などですが、映画上映後、最も早い段階で具体的、客観的な評価ができる指標としては、全国での映画の上映圏域とか鑑賞者数ではないかと考えています。実行委員会に伺うと、上映については現在のところ四国を初め、東京、大阪、京都、神戸、名古屋、広島、岡山など全国20県程度の地域で上映を予定しており、映画館での鑑賞者数については、昨年の宇和島市の海すずめが2万4,000人だったそうなので、それを上回る3万人以上を、また映画館での上映後、テレビやDVD、機内上

映など最終的には5万人を超える鑑賞者数を増やしたいと考えています。また、放映後においては観光交流人口の増加が具体的な効果測定の主な指標だと思っておりますので、観光部門などと協議しながら、例えばロケ地となった場所のロケ地マップや、ロケ地をめぐるマップなどとして整備するなど、積極的に映画の有効活用を図っていきたくと考えています。

○委員（豊田康志） 収入が不足した場合、市として追加して補助するのかどうか教えてください。

○岡田企画部次長（秘書広報課長） 負担金は、義務や責任の程度に応じて、反対給付を受けないで相手方に出す給付金と定義されており、この事業については、新居浜市としては観光交流人口の増加やイメージアップ等の一定の利益を受けることに対して2,000万円を支出するものであり、追加の支出については原則としてないものと考えています。

○委員（伊藤謙司） 映画というものはそれだけでは回収できないというのが基本であり、その後テレビ放映とかをして、そこでスポンサーを募ってとんとんになるというのがほとんどなので、もちろんこれが黒字になるわけではないが、この作品は基本的には著作権フリーでこちらにいただけるんですよね。その辺を先に教えてください。

○岡田企画部次長（秘書広報課長） 実行委員会としてやりますので、行政が著作権を持つものではありません。

○委員（伊藤謙司） 黒字になるわけではないので、できれば今はネット配信が結構あるので、ネット配信するようなことを委員会の方でお願いしてほしい。これは、ローカルな話なので見る方が限られてくるものですから。ネットでフリーで流すというのも考えられていますか。

○岡田企画部次長（秘書広報課長） 実行委員会はまだ1回会議を行ったばかりなので、そういう議論は特になかったのですが、今の質問の趣旨を踏まえて今後積極的に考えていきたくと思います。

○委員（真木増次郎） 影響力を考えるとテレビ放映化、できれば地上波とか、そういった取り組みは考えられていますか。

○岡田企画部次長（秘書広報課長） テレビ放映については考えているということで認識していま

す。テレビ放映も含めた上で鑑賞者数を増やしたいと考えています。

○委員（真木増次郎） テレビ放映に至るまでのプロセス、ノウハウはあるのですか。それが心配です。

○岡田企画部次長（秘書広報課長） 実行委員の中に各種団体やハートネットワークが入っており、どれだけノウハウがあるのは未知数で、私自身は確認していませんが、そういったことも含めて今後研究していきたくと思っています。

○委員（米谷和之） 昨年、宇和島が映画をつくっているというのをニュースなどで見ましたが、その後、新居浜近辺や松山等でも大きな話題になったという話は残念ながら聞いていません。2,400万円を投入してそれだけの成果があるのが心配なのですが、例えば皆さんに見ていただく方法としては、いわゆるご当地映画ですので、実行委員会が中心となってたくさんの市民の方にエキストラ等でも出してもらい、市内のあちらこちらで撮影していたよ、完成したら見ようねと、東京に行っている子供にも言ってやらないと、というようなことが皆さんに広く映画を見てもらう一つの算段であると思うし、そういう過程があつてこそ新居浜市の記念事業という位置づけになるかと思えます。そういうことを踏まえた上で、例えばこの映画をどういう方に、どういうふうに見ていただきたいのか、どういう所にターゲットを絞っているのか、それによって実行員会の構成等も変わってくると思うのですが、市のお考えはいかがでしょうか。

○岡田企画部次長（秘書広報課長） ターゲットは絞っていないのですが、新居浜市の魅力を積極的に全国にアピールしたいということで、各種80周年記念事業全てですが、決して一過性のものとせず、市民の皆さんに新居浜市のよさを再認識していただき、新居浜市の魅力を全国に向けて発信することを目標としており、先ほどご指摘いただいたとおり、例えば主要なキャストのロケ地や撮影日時などを積極的に情報提供し、出演いただくエキストラなどについても、市民オーディションなどで多くの市民の参加を求めたりと、製作段階から市民を挙げてふるさと映画を盛り上げていく、一大イベント的な働きかけを模索しており、それによって市民の皆さんに新居浜市の魅力を再発見いただき、映画の公開後もロケ地マップの整

備とかDVD化、テレビ等にて全国に広くアピールしていきたいと考えています。それから実行委員のメンバーについてですが、実行委員会については市内の各種団体等で概ね決まっております、今後も追加があるかもしれませんが、新居浜市としては観光部門、別子銅山産業遺産部門、また舞台となる関連施設の部署等、市役所を挙げて積極的に参画、連携して魅力を最大限にアピールしたいと考えています。

○委員（米谷和之） この映画についても新居浜の魅力を発信するというのももちろんですが、総花的に新居浜にある色々な物を、全て入れ込む、見てもらうのは誰でもいいとなると、結局、総花的になってインパクトの薄いものになってしまうという気がします。それを大変心配するのですが、魅力発信というテーマは当たり前ですが、80周年を迎えてこういう所を市としてはプッシュしていく、当然実行委員会がつくるわけですから、金を出すからといって全て市の意向通りにやれということではありませんが、どこをターゲットにするのか、どういう所で活用するのか、というものくらいなければ、2,400万円は中々支出できないと思いますが、いかがでしょうか。

○岡田企画部次長（秘書広報課長） 実行委員会の中で要請しているのは、太鼓祭りや別子銅山は撮影の中で配慮していただくことで、若者の初々しさとかパワー、そして家族や市民の絆が感じられる青春映画的なものを検討しているとのことです。

○委員（米谷和之） そうであれば、実行委員会には若い人たちの参加は絶対必須だと思うのですが、そういう所は実行委員会の皆さんと話し合いなどはされているのですか。

○岡田企画部次長（秘書広報課長） 先日発足の会があったところで、実行委員会の協議自体は今後頻繁に行っていくことになるとは思いますが、今後、実行委員会の中で話し合いを十分にしていきたいと思っています。

市制80周年記念式典開催事業費

○委員（加藤喜三男） この中で記念植樹するようだが、何を計画しているのでしょうか。

○秦野企画部次長（別子銅山文化遺産課長） 記念植樹の内容についてですが、口屋の松は別子銅山の図巻にも描かれ、別子銅山の歴史を見てきた松です。現在、住友林業のクローン技術研究所の

社会貢献の一環として、そのクローン松が筑波の研究所にある東日本大震災の奇跡の一本松と同じ苗畑で育っていると聞いています。現在1メートル程度に成長しているとお聞きしていますが、市制80周年の節目に当たり、これを記念植樹し、後世に別子銅山の歴史とともに伝承していきたいと考えています。植樹場所は市役所、昭和12年の市制施行時に市役所として口屋跡公民館が使われていたことから地元の口屋跡公民館、観光客に歴史的な松だということ等を情報発信するためにマイントピアを予定しています。

○委員（加藤喜三男） 住友林業のといったら、あかがねミュージアムの前の桜もそうだったと思います。いただいた割には、粗末に扱っている。桜の掲示板、あれを見て皆さんどう思いますか。知らない人のほうが多いと思います。だから、この松はこういう松ですというちゃんとした掲示をしなければ、無用の長物になってしまう。これはこういうものだとちゃんとわかる説明もしないといけないし、柵も必要ならきれいにつくらないといけない。くれる側も、よかった、こういうふうにしてあげていると、こちらも、こういうふうにしていきますよ、とお互いにわかるようにしないと、今後そういうことが少なくなってくる気がします。今回植樹する3カ所というのは、皆さんで決めるのだろうが、あかがねミュージアムにしたら桜があるんだとしたら、その反対側にも植えることを考えるようなこともしないといけないような気がします。その辺はどうですか。

○秦野企画部次長（別子銅山文化遺産課長） 加藤委員さんの御指摘のとおりで、歴史的経過、松が持つ意味合い、そういった解説板はしっかりと明示したいと思っています。

あと、あかがねミュージアムにある醍醐の桜のことだと思うんですが、それに相対する場所への植樹についても、あかがねミュージアムと協議して考えてみたいと思います。

端出場水力発電所整備事業

○委員（田窪秀道） 発電所の建屋内の1階、2階のレイアウト並びに活用をどのように考えられているのか、また、これは歴史的建造物ですが、特筆すべき目玉となるどんなものと考えていますか。

○秦野企画部次長（別子銅山文化遺産課長） 1点目、活用方法については、発電所の文化財的価

値を保存しながら、その歴史的意義と発電所が果たしてきた役割を公開しようと考えています。特に、1階と2階の展示場所においては、古い発電所の写真、これは住友史料館や住友共同電力に御協力を願って写真を展示したり、歴史的意義のパネルを展示したり、それと吉野川水系からの水を利用して発電していた、水路システムの構成を展示する予定です。市役所のロビーに展示していた住友共同電力から寄贈されたジオラマや解説パネルについても展示する予定です。

2点目、活用における目玉についてですが、発電所の地下部分には、発電に利用した水路の排水路や空洞があります。排水路については、調査の結果、人が入ることが可能なため公開する予定です、ペルトン水車の現物を当時のまま下から見るができます。住友共同電力のOBからも、非常に価値のあることだというお言葉をいただいていますので、これが一つの目玉になるかと考えています。

○委員（加藤喜三男） 地方創生特別委員会でも見せてもらったが、展示するときには皆さんに来てもらう道路もつくりたいといけない。かなり難しいとは思いますが、特別委員会が出たようなことはできるだけ取り入れてやってもらうのと、今あそこにあるものを大事に使う、今つくろうと思ってもあの発電機はできません。だから、そういう価値のあるものだというのを皆さんにわかってもらうような説明文を入れてほしいし、今はもう50ヘルツか60ヘルツで、30ヘルツはないです。今までよくもってくれたと思います。それを大事に使わせてもらうという意味で、そういう配慮はしてもらわないといけないが、皆さんわかっていますか。

○秦野企画部次長（別子銅山文化遺産課長） 設備機器については明治45年のシーメンス社の発電機ですので、これを現状のまま保存する。周波数変換器についても、発電所の歴史的経過、別子銅山の近代化の歩みを物語るもので、そのまま保存していきたいと考えています。

平成23年7月に登録有形文化財に指定された関係から、そういった文化財的な価値を保存して、端出場地区の重要な施設であるマイントピアの観光と端出場水力発電所の歴史的な価値、この相乗効果が出るような保存活用をしたいと考えています。

損害賠償金

○委員（高塚広義） 損害賠償費1,235万円の内訳、過去に支払った賠償金の内容と金額、予算が足りなくなった場合はあったのか、賠償金が予算額を上回るような場合はどうしますか。

○佐古総務課長 まず、平成29年度予算の内訳は、保険料が235万円、賠償額が1,000万円、合計1,235万円です。保険料は、人口1人当たり19.23円であり、基準付の住民基本台帳上の人口総数の平均値にこの19.23円を掛けた金額を保険料として計算しています。

次に、過去に支払った賠償金の内容とその金額については、平成25年度は13件、136万3,797円、平成26年度は11件、167万9,061円、平成27年度は4件、218万1,722円、平成28年度は、現在のところ8件で318万9,940円です。主な内容としては、まず道路施設の管理瑕疵によるものが8件。具体的には排水ますの鉄ぶたによる車両損傷事故、道路側溝のグレーチングによる車両損傷事故、落石事故、道路の沈下事故等です。各種施設の操作作業の瑕疵によるものが3件、公用車の交通事故が9件。主に車両の後退時に起こしたものです。渡海船の着岸時に起こした事故が3件。樋門の管理瑕疵による事故が1件、これは樋門が閉まってなかったために海水が流入して、農作物に塩害が起こったという事故です。その他、市が主催、共催する行事における負傷事故が8件ありました。

最後に、当初予算額に対して賠償額が上回った年度はこれまでなかったと思われま。また、賠償額が予算額を上回る場合は、補正予算での対応が必要になりますが、そのようなことのないよう、職員一同注意をして努めます。

○委員（高塚広義） 賠償金の支払い原因には、職員による交通事故が毎年のようにありますが、職員の事故防止対策は、庁内でどのようにされていますか。

○佐古総務課長 職員の交通事故による損害賠償については、これまで何度か御指摘、御質問をいただいております。交通事故の抑制に全庁的に取り組んでいるところで、日常の安全運転はもちろんのこと、交通ルールの遵守、交通事故の減少に全庁的に取り組むよう、職員一同努めています。

○委員（大條雅久） 1,000万円の設定を超えるような損害賠償が起きるのは、あってはならないことというのはごもっともですし、同感ですが、

235万円の共済の掛金に対して賠償額が査定されるから、死亡事故が起きれば、1,000万円は優に超えるかもしれないのは自明のことで、1億円であろうと、2億円であろうと共済から認定を受けた賠償額が出るわけですよね。これはもちろん議会で報告もしていただかないといけないが、損害賠償というのは、承認する、しないではない。相手のあることですし、その辺の説明がつながってなかったように思うので、確認させていただけますか。

○佐古総務課長 死亡事故は、今まで起こってなかったのですが、そういう報告はしなかったのですが、起こった場合には、現在加入している保険の範囲内で査定により支払うこととなります。保険金の支払い金額は、現在、1名につき2億円、1事故に対して20億円という範囲が設定されています。

電子入札推進費

○委員（加藤喜三男） 電子入札を開始してもう大分たちますが、件数がどのように推移しているのか、教えていただきたいと思います。

○曾我部総務部総括次長（契約課長） 平成22年10月から電子入札を開始し、このときはASP方式、新居浜市単独でインターネット経由でのソフトをレンタルするような形式でした。初年度の平成22年度は、年度途中ということもあり、23件。このときの工事入札件数が624件ですから、わずか3.7%でした。その後、平成23年度、平成24年度は大体10%程度で推移し、平成25年度は10月から電子入札の施行対象の範囲を設計金額1,000万円超に拡大したため、125件。工事入札件数は420件で、率としては29.8%、約3割に上がりました。翌平成26年度は127件。総件数が409件ですので、率は31.1%です。そして、平成27年10月からは、単独方式からえひめ電子入札共同方式にシステムを変えて、平成27年度は119件。このときの総件数が368件で、率としては32.3%。そして今年度はほぼ終了していますが、直近の入札終了時点である3月6日までの実績を申し上げますと、151件。総件数が383件で、率としては39.4%、約4割まで上がってきています。

○委員（加藤喜三男） 大分上がっているようですが、どのぐらいまで行く予定ですか。

○曾我部総務部総括次長（契約課長） 今後の見込みですが、平成29年度当初から入札の施行対

象を設計金額500万円を超えるものにさらに拡大します。加えて、今まで手をつけていなかった工事に直接関係する業務委託についても同じように扱うということで、500万円を超えるものを対象とします。過去の実績からの見込みですが、工事に関しては恐らく6割から7割、業務委託に関しても平成29年度中には3割ぐらいには上がろうかと思っています。長期総合計画で平成32年度までの完全実施を目指していますので、これに向けて努力していきたいと考えています。

債権管理対策費

○委員（大條雅久） どういう経緯で担当課から債権管理室に移管されるのかという点を御説明いただきたらと思いますが、例えば今回の議会で、市営住宅明渡等請求対象者ということで4人の報告がありましたが、滞納月数が1年1カ月の方から2年3カ月の方まで、滞納家賃も9万5,000円から44万8,000円までと非常に幅があります。家賃のほかに共益費や水道料金はどうなっているかお聞きしたら、把握が十分できていない。同じ方に対する債権でも、家賃は家賃、共益費は共益費、もしくは水道料金は水道料金という形であればらの管理になっていますが、それをそろえるといえますか、滞納の月数でそろえるのか、金額でそろえるのか、そういったマニュアルはあるんでしょうか。

○鴻上債権管理対策室長 室に移管されるまでの事務としては、昨年度までは強制徴収公債権については、事前にヒアリングを行い、悪質性の高いものを引き受けていました。

今年度からは、非強制徴収公債権と私債権について、訴訟目的での移管を引き受けております。

市営住宅の明け渡し訴訟については、私どもはタッチしていませんが、ヒアリング等で把握していることをお答えします。

まず、明け渡し訴訟の流れですが、新居浜市市営住宅家賃滞納整理事務処理要綱に基づいて納付指導を行っています。まず、納期限に納付がないときは督促状をおおむね20日以内に送付します。滞納月数が三月になると催告書を送付します。滞納月数が六月から九月を超えると、厳しい文書での催告となり、その後に保証人に請求する流れとなっています。催告書によって相談があった場合は、滞納者や保証人との支払いについての面談ということになります。それを行った後、誠意がな

い場合や未納の場合は、法的措置の予告催告を行うということです。それから、法的措置、予告催告でさらに未納の場合は弁護士に訴訟の委任をします。

マニュアルについては、先ほど申しました滞納整理事務処理要綱を基本として納付指導を行っています。

共益費について、これは水道料金ですが、担当課に聞き取りを行ったところ、直圧の場合、大生院や篠場の平家タイプの市営住宅の場合は、水道料金として水道局が徴収しています。これは、給水停止の対象となり、滞納四月で給水停止となります。高層タイプ、いわゆるマンション・アパートタイプの共益費については、下水道が通っているところは下水道と同時徴収しています。集金は管工事組合に共益費として徴収の委託をしています。各戸にメーターがついていますが、給水停止する規定がないので給水停止はしていないということです。

それから、過去には共益費については、明け渡し訴訟のときに請求していないということでしたので、共益費も同時に請求するように今年度から助言をしました。

○委員（大條雅久） おおむね基準はあるかとは思いますが、気になるのは、悪質の判定です。悪質の判定に関しても、数値換算していかなければ、窓口の担当者を個人的に悩ませることになるのではないかと心配があります。私自身は厳しくするという趣旨ではなく、公平にするという趣旨でマニュアルということをお聞きしています。一昨年来、私的債権を最終的に処分する、10年、20年、それどころか昭和の時代の滞納まで帳簿に残っているのは合理的でないので、一括で落としていった中で気がついたことです。払う意思是示すけれども、結果として5年、6年で200万円を超えるような水道料金の滞納がそのまま残っていたりしたので、その反省として、窓口での対応は、この人は払おうと思っているから悪質ではないというのではなく、基準はどなたがしても同じようにしていけないと思います。今回の4件の事例でも、1年から2年を超える事例までばらつきが出てくるというのは、ちょっと不思議なものですからお伺いしました。個別の事例は担当課にも順次お聞きしていきますが、総合でお考えがありましたらお答えください。

○鴻上債権管理対策室長 市営住宅の家賃、共益費に限らず、私債権の回収については、非常に苦慮しています。強制徴収債権については、滞納整理マニュアルを平成24年1月に策定して、各担当に配布して運用しています。その私債権版を作成する意思はありますが、債権種類が多岐にわたること、また訴訟の経験がないため、策定には至っていませんが、来年度私債権の訴訟を行う予定ですので、その経験を踏まえた形で私債権マニュアルを策定したいと考えています。

○委員（岩本和強） 先ほど最終訴訟に至るまでの手順を言っていたのですが、保証人への連絡を6カ月目とおっしゃっていたんですが、これをもっと早く、例えば3カ月も滞納すれば、保証人に連絡するほうがいいのではないかと思います。保証人にも本当に迷惑な話なので、早目にしてあげられないかということが1点と、共益費については、ことしから訴訟の時に家賃滞納と一緒にするようになったのはよかったと思うんですが、高層の市営住宅に限ってこういうのがあるみたいですが、これは個別にバルブがあって、その部屋だけを止めようとするばとめられるはずですが、悪質なところはそういう措置もとるようにしないと、建築住宅課が水道代をいつも立てかえて、水道局は丸々水道代をもらうけれど、住んでる人からもらえないという話になって、給水停止みたいなことを、もしお答えいただけたらお願いします。

○鴻上債権管理対策室長 まず、第1点目、保証人への通知ですが、滞納月数三月、ここからスタートしますので、督促を除けば本人と同じタイミングで、保証人にも同時期に伝わるかと考えています。保証人については、滞納した債務者と同等扱いと考えています。

それから、共益費についての主に給水停止のことだと思いますが、高層タイプの場合、個別メーターはついていますが、担当課の裁量で給水停止する規定がないため実施に至っていないと聞いています。

財産管理費

○委員（三浦康司） 敷地借地料になっていますが、借地面積は幾らでしょうか。

それと、予算額が前年度に比べて41万8,000円ふえています。借地料金が上がったのか、それとも新たに借地をしたのかお知らせください。

○**菅管財課長** まず1点目、借地面積は今数字を持ち合わせておりません。

それと、ことしの借地料についてですが、去年よりふえています。総合防災拠点施設の建設に伴い、現議員駐車場及び以前の職員駐車場とその西隣の土地、この3筆について、平成29年度からは管財課の公用車駐車場ということで、借地料がふえています。面積については、詳細を持ち合わせていませんので、また後ほど御報告をさせていただきたいと思えます。

午後 2時02分休憩



午後 2時12分再開

財産管理費（答弁訂正）

○**委員長（山本健十郎）** 財産管理費での三浦委員の質疑に対しまして、菅管財課長から訂正がありますので、答弁をいたさせます。

○**菅管財課長** 先ほど敷地借地料の増減ということで説明したのは、庁舎管理費の借地料についてでした。財産管理費については、借地料の面積は2万9,167.45平方メートルで、面積は変わっていません。昨年度から41万8,000円ふえている原因は、慈光園南側の敷地、現在は土地開発公社の敷地ですが、この敷地を買い戻した後の除草の委託料41万7,696円です。

常備消防費

○**委員（岡崎博）** 1名消防職員がふえて134人になったということですが、充足率と、なぜ全国や県の平均と大きくかけ離れているのかという点をまずお伺いします。

○**神野人事課長** 消防庁の消防力の整備指針と比較した充足率のことだと思います。消防庁において消防力の整備指針というものを策定しています。これは、それぞれの市町村が目標とすべき車両や人員等の整備水準を消防庁で定めていますが、実質的には各自治体が自主的に地域の実情に応じて消防施設や人員について基準を決定して計画的に整備を図ることとなっています。ちなみに、消防力の整備指針でいきますと、新居浜市の場合は、目標とする人員は208名となっています。これに対して、平成27年は充足率が62.5%、平成28年は若干上がって63.9%、ことしの4月の見込みは、これも若干上がって64.4%になる予定

です。これについては、本市においても、当然消防力の計画的整備を行う必要がありますので、平成15年4月に消防職員の条例定数を134名に改正をして、当時118名だった職員数を順次増員して、来年度4月1日をもって134名に、ことしまで14年ほどかけて順次整備をしてきたというふうに認識をしています。

○**委員（岡崎博）** これを何で取り上げるかという、校区の防災訓練などで、特に必要でもないような救急の要請があるので遠慮してもらいたいという非常に丁寧な説明があったので、やはり大変なのかなと思います。現在の人員状況で現場の声はどうでしょうか。あわせて今後の増員計画についてお伺いしたいと思います。

○**神野人事課長** ことしでやっと134名まで増員ができたというふうに認識しています。今後については、今現在何か決まっているものはありませんが、先ほどおっしゃられたように、まずは消防のほうで現状をどのように分析をしているのか、今後どういう見通しを持っているのか、その辺を消防とも十分協議をした上で、今後どういう整備が必要であるかを、必要があれば検討していかなければならないと考えています。

一般管理費

○**委員（藤田豊治）** 職員特別研修費についてお伺いします。1点目は、どのような機関に何人計画されているか、2点目は、昨年と比較して、何人多くなっているかということです。

○**神野人事課長** まず、職員の派遣については、大きく分けて一般の事務職員、技術職員、消防職の3つがあります。その中で、技術職員については、東京の全国建設研修所に4名、下水道事業団に1名、日本経営協会が行う技術研修に6名程度を派遣する予定です。

消防職員については、一番大きいのはことし入る初任の消防職員4名を半年間消防学校に派遣するほか、各種研修、消防学校に27名程度の派遣と、救急救命士を毎年1名養成しています。約半年かかりますが、広島のように1名派遣する予定です。あとは東京にある消防大学校にも1名派遣する予定です。

最後に、事務職員については、全国市長会と全国市議会議長会、全国町村会、全国町村議長会、この4者が共同で設置をしている研修機関、市町村アカデミー、国際文化アカデミーと言われてい

ますが、千葉と大津に研修所があります。こちらでは、実務に密着した、特に高度な専門性を必要とする、そういう実践的な研修を行っていますので、こちらのほうに職員を派遣する予定で、こちらの施設を利用した場合は、大体経費の4分の3が助成されるというメリットもあります。ことしは26名、去年は32名派遣していますが、平成29年度については費用対効果も考えて、43名程度職員を派遣したいと考えています。

人事マネジメント事業費

○委員（加藤喜三男） 人事評価制度の見直し等に係る経費ということですが、何をどのように見直しをしようとしているのか、お聞かせください。

○神野人事課長 人事マネジメント事業費については、2つの事業があり、1つが人事マネジメント事業、もう一つがマネジメント能力開発事業です。今おっしゃられたのは、人事マネジメント事業のほうに当たろうかと思えます。平成28年4月1日に地方公務員法が改正され、人事評価を行って、その評価結果を給料や昇給、昇格などに反映をさせなければいけないという法律ができたので、それに基づいて人事評価を行っています。ただ、法律で人事評価をしなければならないというのは決まっていますが、具体的にこういうやり方でやりなさいというモデルが示されているわけではなく、それぞれの自治体が手探りで模索をしているところです。どういうやり方がいいのかというのは、ほかの自治体の状況も見せていただきながら、より新居浜市にふさわしい方法をつくっていくために、日々見直しをしていかないといけないと思っていますので、そういう意味で見直しを行っていくということです。

○委員（加藤喜三男） この間から不祥事が続いているので、もうちょっと張り張りのあることをしないといけないと思ったりします。その辺のお考えはどうですか。

○神野人事課長 今おっしゃられたように、1月に引き続き、2月にも不祥事がございました。大変申しわけなく思っております。1月の酒気帯びで摘発されるというものについては、3月の初旬に新居浜警察署交通課長を講師として、1日3回に分けて約900名の職員に、文化センター中ホールで研修をし、私もその様子を見ていましたが、神妙に聞いていました。もう一件、今月あった事

件については、まだ捜査が続いていますので、その推移を見守るとともに、何らかの結論が出たときには、また職員に対しても十分綱紀の粛正に取り組んでいかなければならないと考えています。もう一点は、3月の末に、以前人事院で職員の管理をされていた方を講師にお招きをして、不祥事の防止や綱紀の粛正について、管理職対象の研修を予定していますが、それにとどまらず、やはりこういうことが続いておりますので、真摯に受けとめて、今後は取り組んでいきたいと思っています。

○委員（岡崎博） 人事評価制度で、いろいろ模索中であるというお話ですが、人事評価を取り入れて検討を進めているということだったと思いますが、どういう基準で評価するのかと思うのですが、私は民間企業でずっと仕事をしてきたわけですが、とても公平、公正とは思えないひどいもので、極端な話ですが、上に認められなかったらとんでもないことになるというようなことで、大なり小なりそういうことがあると思うんですが、その民間のやり方を全国で公務に導入するというのが今の流れだと思います。いわゆる成果主義と公務員の立場での成果というものは、全然違う。公平、公正な評価という点ではどういうことに気をつけられていますか。その結果、どの程度の差が出てくるのかという点を、まず伺いたいと思います。

○神野人事課長 法律で4月1日から評価結果は給与であるとか、昇任、昇格に反映させなければならないという規定ができ、我々も法律にのっとってやらないといけないということで取り組んでいます。公平、公正な評価ということですが、評価の手順としては、1次評価、2次評価、調整というのがあり、1次評価は直接の上司、2次評価はさらに上司が、2人が評価する。それに対して、例えば課所ごと、部局ごとで差がないように、評価者によって差が出ないような仕組みで段階を踏んで評価をするようにしています。

それと、どれぐらいの差が出るのかということですが、現在、新居浜市では、評価結果を勤勉手当に反映をしています。S、A、B、C、Dという評価がありますが、ほとんどの職員は、A評価またはB評価、ごく一部の職員は成績不良ということでC評価、D評価もいます。代表的なA評価、B評価では、年2回のボーナスのうち1回に

ついて申し上げると、10%程度で、例えば給料が20万円の職員ですと2万円程度の差がA評価、B評価では出ています。

○委員（岡崎博） 誤りのないよとということ、二重のチェックをしているということのようですが、最初にも申しましたように、民間企業的な成果主義だとか能力主義という問題については、排除していかなければならない。自治体の役割は住民の福祉の増進ということで、市民が主人公で市政を進めるといふ方向でどうなのかということが基本だと思いますが、その辺で、問題点とかトラブルとかはいかがでしょうか。

○神野人事課長 昨年4月から法律で義務づけされましたが、その前から人事評価を行っていました。それと、今おっしゃられたとおり、目的はあくまでも職員が市民サービスを向上させるためにどれだけ頑張ったかということの評価するものだと思いますので、市民サービスの向上のために頑張った職員についてはそれなりに評価をするということを考えています。

それと、トラブル云々ということですが、上司が一方的に部下を評価するだけではなく、例えば特にすばらしい上司、もしくはちょっとどうかという上司については、逆に部下から上司を評価できるという制度もあります。その制度を使った職員も何名かいますが、それは制度の中で処理をしていますので、特にトラブルということは今のところありません。

○委員（岡崎博） 下から上司を評価するという点も取り入れているというのはすごいですね。それともう一つは、みんなの目というはごまかせないので、いい上司かどうか、みんなが評価をするかというのは大事なことだと思いますので、ぜひ続けていただきたいのと、もう一つは、今差が10%程度と言われましたが、この差を余り大きくするといろんな問題が出てくると思います。この差をどういうふうにするかという考えを聞かせてください。私は小さくするべきだと思いますが、いかがですか。

○神野人事課長 この率は、国家公務員のほうで出てきた率に準じて新居浜市も運用していますので、特に新居浜市において縮めるとか広げるとかということは特に考えていませんが、大体国に準じているというのが現状です。

午後 2時37分休憩



午後 2時43分再開

<第2グループ>

議案第13号 平成29年度新居浜市一般会計予算

○白石福祉部総括次長（説明）

<質疑>

社会福祉協議会運営費

○委員（加藤喜三男） まず、どのような事業内容かお伺いします。

○伊達地域福祉課長 社会福祉協議会運営費については、社会福祉協議会運営補助金5,143万円、地域福祉バス運営補助金213万8千円、法人後見事業補助金95万9千円の3つの補助金からなるものです。

まず、社会福祉協議会運営補助金は8つの事業を行っています。1つ目は低所得者などに対する低利、無利子の資金貸し付けを行う生活支援事業、2つ目は認知症高齢者や知的障害者などに日常的な金銭管理等の援助を行う権利擁護事業、3つ目は社会を明るくする運動大会開催、社教だより発行、愛媛県社会福祉大会参加等を行う広報・啓発活動事業、4つ目は支部社協活動の推進、福祉施設協議会の運営、生き生きサロン指導者研修、福祉機器貸し出しを行う小地域福祉活動事業、5つ目は家族や財産等の一般相談や登記、遺言、年金、福祉用具改善等の専門相談を行う総合相談事業、6つ目はボランティア市民活動センター運営、ボランティア育成、福祉教育、ボランティア情報の発信、広報などを行うボランティア活動推進事業、7つ目は愛媛県共同募金会配分金による団体助成、被災世帯への見舞金等を行う共同募金配分事業、8つ目は福祉基金、まごころ銀行等の管理運営をおこなう基金等管理運営事業です。

次に、地域福祉バス運営補助金の事業内容ですが、高齢者福祉センター利用者の送迎用として週3回の定期運行と、バスの有効利用のために、定期運行日、祝日、年末年始を除いた日に、利用登録した福祉団体の研修、施設見学、余暇活動のため運行を行っています。

次に、法人後見事業補助金の事業内容ですが、認知症高齢者、意思決定困難者の判断能力を補うための後見人を法人として取り組んでいます。

○委員（加藤喜三男） 数多くの事業を実施されており、利用客も増えているようですが、現状はいかがでしょうか。

○伊達地域福祉課長 社会福祉協議会の運営補助金のうち、4つの事業について説明します。生活支援事業の貸し付けについては、平成26年度は52件だったものが、平成27年度には43件に減っています。権利擁護事業における相談件数については、平成26年度1,325件、平成27年度は1,498件。そのうち契約件数は、平成26年度は39件、平成27年度は45件となっています。総合相談事業については、相談件数が平成26年度は236件、平成27年度は211件となっています。ボランティア活動推進事業については、ボランティア市民活動センター利用件数が、平成26年度は14,203件、平成27年度は14,605件となっています。地域福祉バスの利用実績については、市内と別子山を合わせた利用者数で、平成26年度は6,322人、平成27年度は6,572人となっております。最後に法人後見事業については、平成27年度の利用実績で、相談件数が184件、成年後見受任者数は4件となっております。平成26年度に比べるとどちらも増えています。

○委員（加藤喜三男） 社会福祉協議会がいろいろ事業をされていますが、福祉基金とかまごころ銀行の現在の残高を把握されていますか。

○伊達地域福祉課長 現在把握できていないため、後ほど提出します。

総合福祉センター管理運営費

○委員（加藤喜三男） 利用者の推移を教えてください。

○伊達地域福祉課長 総合福祉センター管理運営費については、平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間、社会福祉法人新居浜社会福祉協議会が、総合福祉センター本館及び総合福祉センター別子山分館を指定管理していますが、その管理運営に関する経費です。利用実績については、総合福祉センター本館及び総合福祉センター別子山分館を合わせた利用者数は、平成26年度は8万8,991人、平成27年度は8万8,529人となっています。

高齢者福祉センター管理費

○委員（加藤喜三男） 指定管理料と利用者の状況はどうかお聞きしたいと思います。

○加藤福祉部次長（介護福祉課長） この事業

は、上部高齢者福祉センター、川東高齢者福祉センター、川西高齢者福祉センターの3館の管理運営を新居浜市社会福祉協議会に指定管理委託している経費6,318万円と、川東高齢者福祉センター大島分館の管理運営費128万2,000円と火災保険料2万4,000円です。指定管理料の内訳は、3館の運営管理を行っている人件費14名分と、光熱水費や施設整備業務委託料などの物件費及び事務費です。利用者数は、年々ふえており、平成25年度は3館合計で9万6,285人、平成26年度は9万7,326人、平成27年度は10万354人となっています。

ひとり親自立支援員費

○委員（伊藤謙司） ひとり親がかなりふえてきていると思いますが、相談員数、相談員に必要な資格、対象人数、対象人数がふえてきていると思いますが相談員をふやさなくていいのですか。

○藤田福祉部次長（子育て支援課長） 相談員の数は、母子・父子自立支援員ということで、非常勤職員1名です。

相談員の資格は、特に必要はありません。

相談員の対象となる人数は、基本的にひとり親家庭が支援対象ということになりますので、本年度当初ではひとり親世帯2,279世帯、6,157人が最大の数ということになりますが、実際には、例えば看護師等の資格を取るための養成学校に行く際の生活支援の給付金や、子供が大学とか専門学校に行く際の就学資金等の貸し付け、それらの相談に来られるひとり親家庭の方が対象ということになります。

相談員の増員については、相談件数の実績が、今年度は1月末までの10カ月で、延べ201件、母子父子寡婦福祉資金の貸し付けに至ったケースが39件、自立支援給付金の支給申請にまで至ったケースが5件となっております。現状のところは1名の相談員で十分対応可能と考えています。

児童センター管理費

○委員（加藤喜三男） 指定管理料の内訳と利用者数を教えてください。

○藤田福祉部次長（子育て支援課長） 定管理料の内訳は、新居浜市社会福祉協議会への指定管理費7,833万3,000円のうち、4館18人の職員の人件費が約76.4%の5,989万8,000円、水道光熱費や消耗品等の物件費が1,470万6,000円、その他事務費が372万9,000円となっています。

なお、ほかに市の直接経費として、火災保険料、遊具等の保守点検委託料8万9,000円があります。

児童センターの利用状況ですが、直近の3年間で、平成25年度が12万5,789人、平成26年度が12万5,026人、平成27年度が13万5,233人と毎年12万台から13万人台で推移をしています。

社会福祉団体助成費

○委員（加藤喜三男） 内訳を教えてください。

○伊達地域福祉課長 この助成費は、社会福祉団体の事業活動の推進を図るために、10団体に対し事業活動補助を行っているものです。その内訳は、精神障がい者新居浜家族会に11万2,000円、にいはまローズに25万円、新居浜市心身障害者（児）団体連合会に10万円、新居浜市聴覚障害者協会に8万5,000円、新居浜地区保護司会に150万円、新居浜市身体障害者更生会に5万円、おもちゃ図書館きしゃポッポに10万円、愛媛県更生保護会に12万円、傾聴ボランティアクローバーに4万円、新居浜視覚障がい者協会に10万円の補助を行っています。

福祉のまちづくり推進費

○委員（加藤喜三男） 事業内容と参加人数を教えてください。

○伊達地域福祉課長 この事業は、生き生き幸せフェスティバル開催補助金67万9,000円、福祉のまちづくり推進事業費10万3,000円です。

生き生き幸せフェスティバル開催補助金の事業内容は、ボランティア団体、福祉施設を初め、市内各種団体が主体となり、住民の健康づくりと保健・福祉意識の高揚を目的に、健康、福祉、医療を総合した生き生き幸せフェスティバルの開催と市民の福祉向上を目指した活動を積極的に推進し、明るく住みよいまちづくりを目的に、社会福祉の向上に尽くした方々への表彰と記念講演を行う新居浜市社会福祉大会に補助を行っています。

生き生き幸せフェスティバルの参加人数は、平成25年度は4,000人、平成26年度は3,800人、平成27年度は4,500人となっています。

見守り推進員活動費

○委員（小野辰夫） 各校区では見守り推進員をやめさせてほしいという要望が非常に多く、これを引きとめているのが現状です。報酬は、1カ月100円です。これを倍にしても200円で、お金をふやすよりも、マイントピアの何かをするとか、そ

ういうほうが効果があるのではないかと思います。そのあたりはどうですか。

○加藤福祉部次長（介護福祉課長） 見守り推進員は、1人当たり10人の見守りを目標に、おおむね週1回、70歳以上のひとり暮らしの高齢者の安否確認を行っており、現在、285人の見守り推進員で約3,300人の高齢者を見守っていただいています。この実費弁償分の100円というのは、平成24年までは月額一律1,000円だったものを、見守り推進員によって見守っていただいている人数にばらつきがあるということで、見守り人数1人当たり100円に改正した後、5年間変更していません。確かに、最近では見守り推進員のなり手が少なく、支部社協の皆様にもなり手を探すのに御苦労をおかけしているとお聞きしています。また、見守りに要する時間や御負担を考えると、現行の100円の実費弁償分が適当な金額かどうか、検討が必要だと思われます。地域の皆様の支え合いの気持ちに助けられて継続している事業ですので、平成30年度に向けて増額を図ることができないか、また小野委員さんがおっしゃられたマイントピアの入浴券など、ほかの方法はないかどうかということに関しても検討させていただきたいと考えています。

○委員長（山本健十郎） これは市から社協への委託事業ですよ。

○加藤福祉部次長（介護福祉課長） 社協本部には委託料として47万4,000円払っておりまして、各支部社協では、見守り1人に対して1カ月100円で、見守り推進員お一人で10人から15人を見守っていただいております。その合計が455万5,200円となっています。

障害者虐待防止センター運営事業費

○委員（伊藤謙司） 相談件数とどういった内容が多いのか、また、警察との連携は何かされていますか。

○伊達地域福祉課長 昨年は障害者虐待に対する相談が6件あり、そのうち経済的虐待と認定されたケースが2件、心理的虐待と認定されたケースが1件ありました。経済的虐待のケースについては、成年後見制度を利用、心理的虐待については、家族に理解を求めるとともに、日中施設に通わせて家族と距離を置くことで解決しています。警察とは、身体的虐待が疑われる場合で、対応に危機を伴う場合に同行をお願いする場合があります。

すが、ここ2年間はそのケースはありませんでした。昨年4月に障害者差別解消法が施行され、障害者の人権を守るために、新居浜市障がい者自立支援協議会内に権利擁護部会を創設しました。虐待など障害者の人権が侵害される場合にこれまでに以上に連携が図れるように、その部会に警察もメンバーとして参加していただいています。

地域子育て支援拠点事業費

○委員（三浦康司） 支援拠点としては何カ所ありますか。

また、利用者はどれぐらいの数でしょうか、お聞かせください。

○藤田福祉部次長（子育て支援課長） まず、拠点の数ですが、現在市内で8カ所あります。利用者数は、今年度2月末までの数字ですが、8カ所合計で4万2,607人です。

○委員（三浦康司） 利用者が大変多いと思いますが、新しく拠点ができるといふ計画はありますか。

○藤田福祉部次長（子育て支援課長） 先ほど8カ所と申し上げましたが、7カ所だったものを今年度5月に1カ所増設をしたばかりです。それで8カ所となっていますので、利用者の推移を注視して、今後増設については検討してまいりたいと思います。

認定こども園施設型給付事業費

○委員（加藤喜三男） 2園を開設する準備をしているということですが、それがどこかということと、泉幼稚園の実績を踏まえて次の2園にどのようにフィードバックできるのか、お聞きします。

○藤田福祉部次長（子育て支援課長） 認定こども園に移行を予定している2園は、グレース幼稚園とグレース第二幼稚園で、中萩校区と大生院校区になります。平成27年度から移行した泉幼稚園の場合は、施設型給付費による施設運営費で園の運営的には安定したということです。ただし、それまでと比較して事務量の多さや煩雑さに苦労しているということです。グレース幼稚園、グレース第二幼稚園については、今年度当初から移行に向けた県との協議に市の職員も同席して助言する形をとっています。今後についても、給付手続の関係は、事務の煩雑さ、事務量の多さがありますので、支援、助言していくつもりです。

○委員（加藤喜三男） 泉幼稚園で言われたよう

な事務の煩雑さというのが、本当にできるのだろうかとそちらの方が心配です。かなりバックアップをしてあげないといけないと思いますが、その態勢はできていますか。

○藤田福祉部次長（子育て支援課長） 今年度当初より県での協議に同席していますので、認可に向けた手続きは非常に難しいということはわかっています。今はほぼ県との協議も整っていますので、4月からの移行は大丈夫だと思いますが、移行後の事務的なもの、特に給付費の請求に関しては、市の担当者が具体的に記入例を使って懇切丁寧に説明をする態勢をとっています。こちらはその手続きが滞ると給付の事務も滞りますので、その辺のフォローはちゃんとするように考えています。

○委員（加藤喜三男） 最初に相談を受けた時から、もう少し首をつっこんで話をしてあげなければ。認可して動こうとしているのだから、これから先は市がかなり入ってあげないと大変な気がします。認可した以上は面倒を見ないといけないが、その心づもりはありますか。

○藤田福祉部次長（子育て支援課長） グレース・グレース第二幼稚園については、市の責任で円滑に運営できるように、指導、支援していきます。

○委員（岩本和強） グレース・グレース第二幼稚園については、上部地区の中で割合人口の多いところですが、定員割れしています。経営的な面だけで幼保にされたのでは、入った園児が一番大変なので、経営計画、保育を受け入れるという元々のグレースの考え方、どうしてこれをやりたいのかということをお聞きしたいと思います。

○藤田福祉部次長（子育て支援課長） 市内の幼稚園は定員割れをしています。今は子供の数は減っているが保育の需要が高まっている。実質は横ばいですが、子供の数が減っていることを考えると、保育の需要が伸びて幼稚園の需要が落ちてきているという現状です。そういう中で、国のほうからは幼稚園と保育園の両方の機能を持った認定こども園をふやしていくという一つの方針が出ていますので、グレース・グレース第二幼稚園についても国の方針に乗った形と、確かに言われているように幼稚園の経営だけでは難しい面があったということで、認定こども園への移行に踏み切ったと聞いております。

○委員（岩本和強） 認可が下りたときに保育士の確保もしっかりやってもらえるのかということと、先ほど説明で幼保が2園と認定が1園と言われていましたが、認定というのはどこですか。

○藤田福祉部次長（子育て支援課長） 認定こども園というのは、泉幼稚園とグレース・グレース第二幼稚園の3園ですが、泉幼稚園は幼稚園型の認定こども園、今度移行を予定しているグレース・グレース第二幼稚園は、幼保連携型の認定こども園ということで、類型が違います。幼保連携型の方がハードルが高い、幼稚園としても保育園としても認可を受けるレベルのものが一体となった施設であるというのが、幼保連携型の認定こども園です。認定こども園には変わりありません。保育士の確保については、幼保連携型の認定こども園は、必ず保育士の資格も幼稚園教諭の資格も持っていないといけないということですが、平成27年度から5年間の経過措置がありますので、もう一方の資格を平成31年度までに取得して両方の資格を持つということになります。現在、平成29年度の入所調整をしています。利用定員を受け入れるだけの保育士、幼稚園教諭の態勢は取れている、定員の範囲でこちらも入所調整をしている状況です。

ひとり親家庭自立支援費

○委員（加藤喜三男） この給付内容、予定人数などを教えていただけますか。

○藤田福祉部次長（子育て支援課長） この支援費の内容ですが、ひとり親家庭の親が、経済的な自立に向けて、例えば看護師や保育士などの資格取得のための養成機関、学校で修業したりする場合に、その間の生活費の支援ということで給付金を支給するものです。特に、高等職業訓練促進給付金というのがありますが、これは先ほど言いました看護師や保育士、理学療法士等の養成機関で修業する期間に市民税の非課税世帯であれば月額10万円、課税世帯でも月額7万5000円を最大3年間支給する、貸し付けではなくて支給するものです。ほかに就職に結びつく可能性の高い講座の受講費の60%、上限20万円を支給する自立支援教育訓練給付金や、高卒認定試験の合格を目指す講座の受講を修了した際に受講費用の20%、上限10万円を支給する受講修了時給付金等があります。件数については、高等職業訓練促進給付金が8人、そのほか各種給付金の受給者が15人で、予算上は

予定しています。

私立保育所一時預かり事業費

○委員（伊藤優子） この事業は平成27年10月に始まったと思いますが、利用者はどのように推移しているのでしょうか。

○藤田福祉部次長（子育て支援課長） 平成27年度の10月からの半年間は、事業を実施している5園の1カ月当たりの平均利用者数は69人でした。平成28年度は2月末時点で平均127人で、昨年度の2倍近くにふえてきています。

○委員（伊藤優子） 127人にふえているということですが、予算はふやしているのでしょうか。

○藤田福祉部次長（子育て支援課長） この事業そのものが、あくまでも各保育所の利用定員に余裕がある範囲内での利用ということになりますので、平成29年度の利用者数については、なかなか見込みを立てるのが難しいのですが、今年度の見込みの倍の利用者があっても対応できるような予算を予定しています。

○委員（岩本和強） 通常の受け入れ態勢の中で余裕があればというのが私立のほうだと思うのですが、一時保育をお願いしたい人というのは、例えば、急に葬儀が入ったり、体調が悪くなったりということが多いかと思います。実際は、当日とか前日をお願いしてもなかなか受け入れてもらえないような状態だと聞いたのですが、そういった課題についての解決策はお考えでしょうか。

○藤田福祉部次長（子育て支援課長） 私立の一時預かり事業とは別に、公立園2園で一時保育を実施しています。先ほど岩本委員さんが言われたように、当日いきなり預かってほしいと言われてもなかなか難しい状況にはなっていますが、私立の場合は余裕活用型ということで、定員と現在入所している子供との差ではなく、例えばインフルエンザで子供が1週間休むことになった場合、その枠も使って一時預かりができるということになりますので、当日の朝連絡して利用できる方も割といるということです。公立の場合についても、実際には1カ月前から前日までに申し込みをしていますが、実際の運用としては、どうしてもやむを得ない事情があって、当日申し込みするという場合も受け付けています。

母子保健推進費

○委員（篠原茂） 予算は、昨年度と余り違わな

いですが、母子保健環境も随分変わってきていると思いますが、来年度の新規事業はあるのでしょうか。

○木戸保健センター所長 来年度の新規事業はありませんが、少子化対策の一環として、不妊に悩む夫婦の経済的負担の軽減を図るため、一般不妊治療助成事業を平成27年度から開始し、平成28年度には対象年齢を40歳から43歳未満に拡大して実施しています。

○委員（篠原茂） 母子健康診査等多くの事業を行っていますが、予算額の多い事業はどのような事業でしょうか。

○木戸保健センター所長 母子保健推進費1億3,173万5,000円のうち、予算額が多い事業は、妊婦一般健康診査費8,427万4,000円、乳児一般健康診査費1,094万円、育児支援家庭訪問事業費1,232万4,000円です。妊婦一般健康診査は、妊娠中に14回分の妊婦健診料として、1人当たり9万630円を助成します。また、乳児一般健康診査は、3カ月から4カ月に1回と9カ月から11カ月に1回、2回分の乳児健診料として1万1,535円を助成します。育児支援家庭訪問事業は、看護師や保育士を雇い、おおむね生後4カ月までの乳児がいる家庭を全戸訪問し、母親などの育児不安の軽減を図ったり、養育支援が必要な家庭に継続的な訪問支援を行うことで、虐待などを防止する事業です。

○委員（篠原茂） 時々聞かれるのですが、里帰り等で新居浜市に子供も連れて帰ってきたときに、新居浜市の健診の対象になるのでしょうか。

○木戸保健センター所長 里帰りなどで新居浜市に帰っている子供については、1歳6カ月健診や3歳児健診のような保健センターで実施している集団健診の場合は、居住地の市町村からの依頼状によって無料で受診していただいています。委託医療機関で実施している妊婦健診や乳児健診については、愛媛県内の広域で委託契約を行っているので、県内の方であれば受診券を利用して無料で受けることができますが、県外の方は、自己負担となっています。ちなみに、本市の場合は、里帰り出産のため、県外で妊婦健診を受けられるときは、償還払いにより健診費用の一部を助成しています。

食育推進事業費

○委員（伊藤謙司） この最近、食育というのを

少し聞かなくなったのでお尋ねしますが、業務委託費の委託先、大きな講習、メーンの対象者を教えてください。

○木戸保健センター所長 主な内容については、6月の食育月間に、地域の公民館など35カ所で、生活習慣病の予防食や郷土料理などの栄養講習会を実施する食育推進業務委託事業や、子育て世代を対象とした子育てママ応援食育推進事業、親子の料理教室、高血圧や慢性腎疾患の減少を目的として減塩の実践を周知啓発する減塩推進事業などがあります。また、地域で食生活改善を中心に、健康づくりや食育に関する知識を普及する食生活改善推進員の育成や、リーダーの研修会なども実施しています。委託先については、食育推進業務委託事業を食生活改善推進協議会に委託しており、委託料は60万円です。対象者については、食育は、子育て世代から高齢者までの幅広い市民を対象としていますので、幅広く啓発しています。

午後 3時47分休憩



午後 3時56分再開

新居浜市医師確保奨学金貸付事業

○委員（藤田豊治） この事業は、市長の3つのスリーワンのうち、オンリーワンの事業で、市内の医師従事者が減少傾向にある中で、救急医療体制の維持、確保を図るため指定医療機関で一定期間勤務することを条件に、返還免除の奨学金貸付制度ですが、2点ほど質問をしたいと思います。

希望者の見込みがあるかという点と、何名ぐらいを予定されているか、お願いします。

○木戸保健センター所長 まず、何名見込んでいくかについてですが、この事業は、4月から申し込みを受け付けますので、現在のところ何人申し込んでいただけるか把握はできていませんが、既にマスコミ報道等で制度の創設を知った方からのお問い合わせも数件いただいています。また、新居浜西高校を訪問した際に、今年度卒業生のうち医学部の一般推薦合格者が2名いるとも伺っています。

次に、貸付人数ですが、この事業は、市内の二次救急の医療機関、十全総合病院、愛媛労災病院、住友別子病院の3医療機関を指定医療機関と

して指定しましたので、各医療機関に1名ずつ、3名を見込んで予算を計上しています。

○委員（藤田豊治） 今、西高を訪問されたと言われたのですが、どういうふう一般の方にこの制度を知らしめていくのか、教えてください。

○木戸保健センター所長 啓発については、市政だよりやホームページに掲載するとともに、近隣大学などへの周知啓発に努めてまいりたいと考えています。

○委員（仙波憲一） 同等の制度が県にも国にもありますが、整合性はどのように考えていますか。

○木戸保健センター所長 市の制度では、ほかの同等の奨学金を申し込まれた方は対象にならないということにしています。

介護基盤緊急整備事業

○委員（三浦康司） もう少し詳しくこの事業の内容をお聞かせください。

○加藤福祉部次長（介護福祉課長） この事業は、高齢者保健福祉計画2015、第6期介護保険事業計画に基づき、地域密着型サービス及び施設サービスの計画的な整備を進めることを目的とした事業で、対象は第6期計画に登載した事業について、施設整備及び開設準備を行う事業所に対して補助を行うものです。補助は、県に設置している地域医療介護総合確保基金の補助金で、補助率は10分の10です。6期計画において、整備予定がある事業について今年度公募した結果、定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、新居浜医療福祉生活協同組合に、認知症対応型通所介護は、社会福祉法人宝集会に、特別養護老人ホームは、社会福祉法人常美会に決定しました。それぞれの補助金額は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護が1,597万円、特別養護老人ホームが2,484万円で、認知症対応型通所介護は、既存施設を利用しますので、補助はありません。総事業費は4,081万円で、全額県費となっています。

高齢者福祉センター整備事業

○委員（田窪秀道） 3施設での今までの利用状況並びに今後の整備内容を教えてください。

○加藤福祉部次長（介護福祉課長） 3施設合わせての利用状況は、平成25年度が9万6,285人、平成26年度が9万7,326人、平成27年度が10万3,544人と増加傾向です。今年度の主な整備は、川西高齢者福祉センターのボイラー室屋上防水工事

が43万2,000円、川東高齢者福祉センターの北側フェンス改修及び通路拡張工事が48万3,840円、そのほか上部高齢者福祉センターの交流高圧電位治療器、マッサージ器購入が72万5,760円、川東高齢者福祉センターのマッサージ器購入が9万9,360円、川東高齢者福祉センター大島分館のAED購入が30万2,400円です。

○委員（田窪秀道） 聞き取りのときにいただいたアンケート結果では、スカイウエルという電位治療器が順番待ちでとても人気である。これをふやせば順番待ちは解消できると思うが、3施設それぞれ健康器具を置いているスペースも限られているので、スカイウエルをふやしたときに、要らなくなったマッサージ器を、職員はいないが大島交流センターに置くようなことは考えていませんか。

○加藤福祉部次長（介護福祉課長） 大島分館には常駐する職員がいませんので、機器の管理体制や事故があったときの対応など心配な点があり、大島分館に置くということは、今は考えていません。

○委員（田窪秀道） 大島交流センターに職員がいなくということ、恐らく島民の高齢者へのアンケートもとってないと思う。いつも聞いたら導入がされていないということだけど、島の高齢者も高い器具を入れてくれとは、シャイな人もいるのでなかなか言えないと思うが、そこら辺も含めて、一回島の人のお話をじっくり聞いてあげて、導入を進めるのがいいと思いますが、そういう話もしてあげるつもりはありますか。

○加藤福祉部次長（介護福祉課長） 大島分館では、週に2回、えびすやのデイサービスと言いついて、アソカ園に委託をして400万円ほどかけてデイサービスを行っています。こちらのほうでは、介護予防に力を入れており、できるだけ要介護状態にならないように、体操教室などの事業を行っていますので、そういうところに集まってきてくださる方などに、アンケートはこちらで考えて、皆さんの御意見を伺いたいと思います。ただ、マッサージチェアに座るよりは、できたら介護予防の教室に参加いただいて、できるだけ足腰が丈夫でいていただきたいと考えています。

事業特別会計予算

○白石福祉部総括次長（説明）

<質 疑>

○委員（井谷幸恵） 1点目、平成30年度から国保の運営主体が市町村から都道府県に移されるということですが、平成29年度はどのような対応が求められているのでしょうか、また平成30年度はどのようなようになるのでしょうか。2点目、国から一般会計からの繰り入れを今後、段階的に解消する方針が示されているようですが、保険料は上がるのではないのでしょうか。3点目、財政支援の拡充として国から毎年1,700億円支援されているとのことですが、当初予算のどこに入っていますか。4点目、国保の財政調整基金について、平成28年度の取り崩し額はいくらですか。また、平成29年度はいくら取り崩して、残額はいくらになりますか。5点目、基金を取り崩してお金がなくなると、保険料の値上げが心配されますが、保険料率などは県から示されるものなので、どうしようもないのでしょうか。値上げをすると市民からの批判があると思うのですが、どうされるのでしょうか。

○井上国保課長 1点目、平成30年度から県単位化に向けての対応についてです。平成30年度から各都道府県が市町村ごとの納付金額や、標準保険料率を示すことになりまことから、現在、算定基礎となるデータを各市町が愛媛県に提出し、愛媛県や国におきまして、データやシステムの精査を行っている段階です。平成29年度中の対応としては、愛媛県が試算する納付金等の結果や、愛媛県が策定する国保運営方針案について議論していくこと、また愛媛県や国保連合会とのシステム連携を図る必要があるため、システム改修を行います。平成30年度以降については、愛媛県が各20市町と共同保険者となりまして、県内統一の運営方針により事業運営の中心的役割を担うこととなります。各市町での業務としては、地域住民との身近な関係の中、現在行っております資格管理、保険給付、保険料の賦課徴収、保健事業等の地域におけるきめ細やかな事業を引き続き担うこととなります。2点目、一般会計からの繰り入れと、保険料は上がるのかどうかについては、市町村ごとの医療費水準等を考慮し、平成30年度から納付金が示され、算定されることとなります。医療費が高い市町は保険料が高くなり

ます。新居浜市は、現在1人当たりの医療費が県内11市中で3位と高く、保険料は10位と低い状況で、愛媛県内での比較では高くなるのが予想されますが、現在納付金額を県が試算を行っている段階で、確定はしていませんので、平成30年度以降の保険料がどのようになるかは現時点ではわからない状況です。3点目、財政支援が、予算のどの部分に算入されているのかについては、平成27年度から拡充された財政支援については、低所得者が多い保険者の財政基盤を強化するため、費目としては、第8款繰入金第1項一般会計繰入金1目一般会計繰入金1節保険基盤安定繰入金に含まれております。拡充前の平成26年度と拡充後の平成27年度を比較しますと、約1億2800万円の増額となっております。平成28年度予算、平成29年度予算のそれぞれの額は、平成27年度と同程度の額で推移しています。この財政支援については、現在被保険者数が減少し、医療費がふえ続けているにも関わらず、保険料を引き上げずに据え置く財源となっております。国保加入者の保険料負担軽減につながっています。4点目、国保の財政調整基金の取り崩しについては、平成28年度の基金取り崩し額については、補正予算後4億8,234万7,000円の見込みとなっております。平成29年度は基金残高の7,847万円の取り崩しを行う予算としており、平成29年度末の残高はゼロ円になる見込みとなっております。5点目、保険料の値上げに対する御心配については、平成30年度以降の保険料については、平成28年度、平成29年度の決算見込み状況等を踏まえ、また、県から今後示されます納付金の額等を基に協議し保険料率について検討していくこととなります。

○委員（井谷幸恵） ゼロ円になった後はどうなるのでしょうか。

○井上国保課長 平成29年度末にゼロ円と言うこととなりますので、平成30年度の予算につきましては、平成28年度、平成29年度の状況を見ながら、保険料率について検討します。

○委員（仙波憲一） 基金繰入金が減少しているということは、平成30年度に合わせるためにこれをしているのですか。

○井上国保課長 平成28年度も基金繰り入れをし、平成29年度予算を組むに当たり、歳入について算定した結果、基金残高全額を取り崩す予算

になっています。

○委員（仙波憲一） 平成30年度にゼロにするためにしているということですか。

○井上国保課長 平成30年度にゼロにするためにしているわけではございませんが、全額基金を平成29年度でつぎ込んだ結果、平成29年度末がゼロになってしまったということで、平成30年度の広域化に向けてゼロにしたというわけではございません。

○委員（仙波憲一） 基金繰入金は平成28年度に比べて平成29年度は相当減っているのですが、この理由は何でしょうか。

○井上国保課長 医療費がふえていて、療養給付費がふえていますが、その他の歳入の要因として、県から平成28年度までで5,000万円借り入れ終了や、前期高齢者交付金や特別調整交付金の補助金の見込み等があって、平成29年度についてはこの基金取り崩しにより対応が可能となっています。

○委員（仙波憲一） そうすると、基金繰入金が平成29年度は少なく済んだということですか。

○井上国保課長 他の要因として、平成29年度は、平成27年度、平成28年度に医療費が高額な調剤等がありましたけれども、平成28年度から薬価の見直し等もあった中で、医療費につきまして、今までよりも伸びが少ない状況でした。また、歳入確保が可能となりましたので、基金全額取り崩しにより平成29年度は、この金額で対応可能となっております。

○委員（仙波憲一） 療養給付費や医療費はふえているのに、繰入金が減っているの、どんな要因があったのかということだったが、今言われたことで間違いのないのであればそれで結構です。

<要 望>

○委員（井谷幸恵） 厚生労働省が滞納世帯数を公表しています。全国では312万5,000世帯、差し押さえ件数は29万8,000件と、大変多くなっています。年間所得が250万円の4人家族に年間四、五十万円の国保料ということで、多くの方が保険料の支払い困難に直面していることが浮き彫りになっているということで、今までずっと国庫負担を減らし続けてきた国の責任が問われているということで、国庫負担を抜本的に引き上げて、保険料を引き下げることがどうしても必要だと思っておりますので、機会あるごとに国に強く要望

してください。

○委員（岡崎博） 滞納者の関係も色々相談があるもので、今度、広域化というのが目前に迫っているということで、狙いはやっぱり国保料の引き上げということになって跳ね返ってくるというふうに私は感じているのですが、そうしますと、ますます大変な事態が想定されるということだと思います。もう広域化は決まっていますので、値上げになって跳ね返ってこないように、是非声を上げていただきたい。

<採 決>

議案第18号 全会一致 原案可決



議案第19号 平成29年度新居浜市介護保険事業特別会計予算

○白石福祉部総括次長（説明）

<質 疑>

○委員（篠原茂） 介護予防・生活支援サービス事業費について、平成29年度に移行する新しい総合事業の予算と思われませんが、これまで介護保険サービスとしていた要支援者の訪問介護、通所介護を保険給付から切り離して自治体が独自に実施するとお伺いしていますが、これまで介護保険サービスとしてヘルパーやデイサービスを利用していた要支援者は、どのような支援を受けることができるのでしょうか。また、利用者の負担はどのようになるのでしょうか。具体的な取り組み等を教えてください。

○加藤福祉部次長（介護福祉課長） 今年の4月から始まる新しい総合事業では、これまで介護保険サービスとして利用されていた要支援1、2の方の介護予防訪問介護と介護予防通所介護が地域支援事業である介護予防・生活支援サービスの訪問型サービス、通所型サービスにそれぞれ移行されますが、新居浜市では現行サービス相当による移行としておりますので、サービス内容や利用者の負担額、サービスを利用するための手続などは、これまでどおりで変更なくご利用いただけます。サービスの内容は変わりませんので、これまでどおりサービスを安心してお使いいただけるものと考えております。

○委員（岡崎博） 介護保険は利用料の値上げをいろいろ検討されているようですが、来年度の予算で上げるという動きとも聞いていますが、その

状況を教えてください。また、介護保険料の滞納状況を、年金からの天引きのために滞納者数は増加していないかもしれませんが、教えていただきたい。

○加藤福祉部次長（介護福祉課長） 2月7日に介護保険法等の改正案が閣議決定されたところで、国会の審議が今から始まる場所ですので、平成29年度の予算に関しては、利用料が値上げになることはありません。滞納状況については、後ほどお届けします。

<要望>

○委員（井谷幸恵） 今までのサービスと何ら変わらないとお聞きしましたが、新聞によりますと、2015年8月の介護保険制度の改正で、一定の所得以上の人の利用料が2割に引き上げられ、施設利用時の食費、居住費が打ち切られ、支払い困難による退所者が100以上の施設で出ているとか、利用料の滞納、日用品の買い控え、家族を含めて生活苦が多くなっているなどとありました。サービスは今までと何ら変わらないと言われますが、安心して老後を送ることができるように、市民の皆さんの声なき声を拾うような姿勢を貫いてほしいと要望します。

<採決>

議案第19号 全会一致 原案可決



議案第20号 平成29年度新居浜市後期高齢者医療事業特別会計予算

○白石福祉部総括次長（説明）

<質疑>

○委員（岡崎溥） これからいよいよ値上げに入るのではないかと思います。今年度の予算で動きが始まっていると思いますし、負担増の問題について教えていただきたい。

○井上国保課長 国から保険料軽減特例の見直し内容について通知がありました。低所得世帯の被保険者にかかる所得割の現在の5割軽減措置は、平成29年度に2割軽減、平成30年度に軽減が廃止されます。また、被用者保険の被扶養者であった被保険者にかかる均等割の現在の9割軽減措置は、平成29年度に7割軽減、平成30年度に5割軽減、平成31年度以降は、資格取得後2年を経過する月までの間に限り5割軽減となる見直しがあります。

<要望>

○委員（岡崎溥） 後期高齢者医療制度は、国会で強行される時には全国的な反対世論が大きく広がりました。参議院では否決されました。姥捨て山だということですが、高齢者がこれからふえて金がかかる、だから高齢者の医療費を節減するために、みずからみずからの首を絞めるというような痛みをわかってもらわないといかんというようなことを当事者が説明するというようなこともありました。世論を押さえるために大幅な軽減措置をして強行したのですが、今説明がありましたように、これを外し始めたということではないかと思います。そしてまた、今行程表に載りかかっているのが、医療費の2割負担、所得の多い人は3割という動きにもなってきているということで、大変な事態ではないかと思えます。是非、後期高齢者医療制度が、最初から言われましたように、姥捨て山というようなことにならないようお願いしたいと思います。

<採決>

議案第20号 賛成多数 原案可決

午後 4時53分閉会